

# 官報

号外 昭和二十三年七月二日

## ○第二回 参議院會議録第五十七号

昭和二十三年七月一日(木曜日)午前十一時二十四分開議

議事日程 第五十五号

昭和二十三年七月一日

午前十時開議

- 第一 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第二 指定農林物資検査法案(内閣提出)(委員長報告)
- 第三 港則法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第四 木船保険組合の解散に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第五 水先法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第六 医師法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第七 保健婦助産婦看護婦法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第八 歯科衛生士法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第九 歯科医師法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第一〇 医療法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第一一 日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

- 第二二 民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第二三 裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第二四 水産廳設置法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
- 第二五 昭和二十一年事業年度の持株会社整理委員会経費收支計算書並びに議受財産に関する財産目録及び收支計算書(委員長報告)
- 第二六 福岡高等裁判所管轄支部設置に関する請願(委員長報告)
- 第二七 兒童福祉事業に関する請願(委員長報告)
- 第二八 兒童福祉事業予算増額に関する請願(委員長報告)
- 第二九 電力開發並びに鉄道電化に関する請願(委員長報告)
- 第三〇 福岡高等裁判所長崎支部設置に関する陳情(委員長報告)
- 第三一 只見川水系水力発電開發に関する陳情(二件)(委員長報告)
- 第三二 電力危機突破に関する陳情(委員長報告)

第三三 電力確保の再検討に関する陳情(委員長報告)

第三四 築上火力発電所建設再開に関する陳情(委員長報告)

第三五 農業用水用電力確保に関する陳情(委員長報告)

第三六 農業用電力の料金軽減に関する陳情(委員長報告)

第三七 電力料金の適正價格決定に関する陳情(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去月三十日本院は、七月五日迄五日間会期を延長することを議決し、即日その旨を衆議院及び内閣に通知した。

同日衆議院から同院は七月一日から五日迄五日間会期を延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日議員から左の議案を提出した。

經濟統制調査特別委員会設置に関する決議案(中川以良君外五名発議)

同日衆議院から左の議案を提出した。

議院事務局法の一部を改正する法律案

議院法制局法案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

社会保険診療報酬支拂基金法案

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

漁船保険法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

會計法の一部を改正する法律案

有價証券の処分調整等に関する法律案の一部を改正する法律案

職業安定法第十二條第十一項の規定に基づき、職業安定委員会委員旅費支給額に關し議決を求めるの件

郵便法の一部を改正する法律案

行政官廳法等の一部を改正する法律案

厚生省官制の一部を改正する法律案

法務廳設置法等の一部を改正する法律案

民生委員法案

國家公務員共済組合法案

藥事法案

同日本院は、衆議院送付の左の件につき承認することを議決した旨衆議院に通知した。

万国郵便條約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めるの件

同日衆議院から本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意しないことを議決した旨の通知書を受領した。

政治資金規正法案

同日衆議院から左の内閣提出案はさきと同院において議決の通り出席議員の三分の二以上の多数で再びこれを可決した旨の通知書を受領した。

政治資金規正法案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

興行場法案

公衆浴場法案

旅館業法案

理容師法特例案

國民健康保険法の一部を改正する法律案

温泉法案

同日衆議院から、左の本院提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に関する特例案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

行政管理廳設置法案

教科書の発行に関する臨時措置法案

教員職業安定法案

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、海運局の増設に關し承認を求めるの件

軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案

公認會計士法案

判事補の職權の特例等に関する法律案

運輸省官制の一部を改正する法律案

造船局官制の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律案

商法の一部を改正する法律案

有限会社法等の一部を改正する法律案

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

行政管理廳設置法案

運輸省官制の一部を改正する法律案  
造船局官制の一部を改正する法律案  
決算委員会に付託  
教科書の発行に関する臨時措置法案  
文教委員会に付託  
船員職業安定法案  
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に關し承認を求めの件  
運輸及び交通委員会に付託  
軍事公債の利子支拂の特例に關する法律案  
公認會計士法案  
財政及び金融委員会に付託  
判事補の職務の特例等に関する法律案  
司法委員会に付託  
同日議長は、左の議員提出案を議院運営委員会に付託した。  
農林部調査特別委員会設置に關する決議案(中川良君外五名發議)  
同日議長は、左の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。  
農院事務局法の一部を改正する法律案  
農院事務局法案  
同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。  
昭和二十三年六月以降の政府職員の特給等に関する法律案  
財政及び金融委員会に付託  
教育公務員の任免等に関する法律案  
文教委員会に付託  
罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案  
商法の一部を改正する法律案  
有限会社法等の一部を改正する法律案  
司法委員会に付託

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
會計法の一部を改正する法律  
有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律  
郵便法の一部を改正する法律  
行政官廳法等の一部を改正する法律  
厚生省官制の一部を改正する法律  
法務設置法等の一部を改正する法律  
民生委員法  
國家公務員共済組合法  
藥事法  
政治資金規正法  
興行場法  
公衆浴場法案  
旅館業法案  
美容師法特例  
國民健康保險法の一部を改正する法律  
温泉法  
あん摩、はり、きゆうり、柔道整復等營業法に關する特例  
同日衆議院議長から、國會において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。  
万国郵便條約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めの件  
同日衆議院議長から、國會において議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。  
職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員旅費支給額に關し議決を求めの件  
去月二十九日左の質問主意書を内閣に轉送した。

菓子販賣に關する質問主意書(小川友三君提出)  
去月三十日衆議院において採択すること  
を決議した医薬類似行為者のあん摩、はり、きゆうり、施術禁止に関する請願外十六件の請願及びらい療養所患者の生活改善に關する陳情外五件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。  
同日委員長から左の報告書を提出した。  
万国郵便條約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めの件議決報告書  
風俗營業取締法案可決報告書  
醫師法案可決報告書  
保健婦助産婦看護婦法案可決報告書  
齒科衛生士法案可決報告書  
医療法案可決報告書  
齒科醫師法案可決報告書  
指定農林物資検査法案可決報告書  
製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律案可決報告書  
國家行政組織法修正議決報告書  
水産廳設置法案可決報告書  
労働委員会陳情審査報告書第二号  
労働委員会陳情特別報告書第二号  
電氣委員会請願審査報告書第四号  
電氣委員会陳情特別報告書第二号  
電氣委員会陳情審査報告書第二号  
電氣委員会陳情特別報告書第二号  
同日委員から左の少数意見報告書を出した。  
医療法案に對する少数意見報告書  
(厚生委員小川友三君提出)  
醫師法案に對する少数意見報告書  
(厚生委員小川友三君提出)  
國家行政組織法案に對する少数意見報告書(決算委員小川友三君提出)

製造たばこの定價の決定又は改定に關する少数意見報告書(財政及び金融委員中西功君提出)  
同日内閣總理大臣から左の者を第二回國會政府委員に任命した旨の通知書を受領した。  
(外務省條約局長) 西村 熊雄君  
(外務省事務官) 雨森 常夫君  
(經濟安定本部 建設局長) 雨森 常夫君  
(建設局長) 雨森 常夫君  
(總理廳技官)

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。日程第一、製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律案内閣提出、衆議院送付を議題といたします。尙本案については少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長長の報告を求めます。財政及び金融委員長黒田英雄君。  
〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕  
製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律案に對する少数意見報告書  
私は本法律案に對し左の理由によつて反對する。  
煙草植上反對の理由  
(一) 大衆課税である事  
標章については政府は嗜好品であるので購買力のある者が購入しさえすれば良いのであつて何も金のない者が無理をして買はなくてはならないものである。と言ふ結論を下すのであるが、或る程嗜好品であるかも知れないが、今に於ては實質上奪ふ必需品の域に入るので

あり、その緊要度係数は事実二、三程度となつて居り食費(米)に次ぐ緊要度をしめてゐるので此の様な必需品である標章に膨大な税を課する事は明かに大衆課税であり、しかも買へるもの丈が買へば良い所の新生でさへ過去に於て抱き合せ配給等が行はれた如きを以てしては大衆課税の代表的なものと思ふべきではない。  
(二) 關煙草の助長  
ピース、コロナ等或はハッピー、龍等高級煙草を五〇円、六〇円の高價を以て販賣するにつれて、人民の購買力をさつた。所謂十五円二〇円級の關手卷煙草が巷間にハンランし、益々その助長を計る結果と成るのである。  
(三) 小賣人の利潤との關係  
從來小賣に對する利潤は配給煙草一割、自由販賣煙草四分と限定されておりました。これは極めて僅少であるばかりでなく價格の引上げに伴い小賣人の資本といふものは相當の(資本十萬円程度)膨大なものでなくては間に合はず、しかも賣れ残りの悪いときは小賣營業辭職不能の如き事態をさへ発生する虞れも大きく、小賣業者の營業を極度に阻害し、同時に小賣業者の生活危機をも生ぜしめる危懼の大なるものである。  
(四) 農民に對する買上價格及び統制方法の不合理  
政府は低價格で買上げをしながら關煙草防止の一策として今葉數査定といふことを強行しようとしてゐることである。これは葉煙草耕

あり、その緊要度係数は事実二、三程度となつて居り食費(米)に次ぐ緊要度をしめてゐるので此の様な必需品である標章に膨大な税を課する事は明かに大衆課税であり、しかも買へるもの丈が買へば良い所の新生でさへ過去に於て抱き合せ配給等が行はれた如きを以てしては大衆課税の代表的なものと思ふべきではない。  
(二) 關煙草の助長  
ピース、コロナ等或はハッピー、龍等高級煙草を五〇円、六〇円の高價を以て販賣するにつれて、人民の購買力をさつた。所謂十五円二〇円級の關手卷煙草が巷間にハンランし、益々その助長を計る結果と成るのである。  
(三) 小賣人の利潤との關係  
從來小賣に對する利潤は配給煙草一割、自由販賣煙草四分と限定されておりました。これは極めて僅少であるばかりでなく價格の引上げに伴い小賣人の資本といふものは相當の(資本十萬円程度)膨大なものでなくては間に合はず、しかも賣れ残りの悪いときは小賣營業辭職不能の如き事態をさへ発生する虞れも大きく、小賣業者の營業を極度に阻害し、同時に小賣業者の生活危機をも生ぜしめる危懼の大なるものである。  
(四) 農民に對する買上價格及び統制方法の不合理  
政府は低價格で買上げをしながら關煙草防止の一策として今葉數査定といふことを強行しようとしてゐることである。これは葉煙草耕

あり、その緊要度係数は事実二、三程度となつて居り食費(米)に次ぐ緊要度をしめてゐるので此の様な必需品である標章に膨大な税を課する事は明かに大衆課税であり、しかも買へるもの丈が買へば良い所の新生でさへ過去に於て抱き合せ配給等が行はれた如きを以てしては大衆課税の代表的なものと思ふべきではない。  
(二) 關煙草の助長  
ピース、コロナ等或はハッピー、龍等高級煙草を五〇円、六〇円の高價を以て販賣するにつれて、人民の購買力をさつた。所謂十五円二〇円級の關手卷煙草が巷間にハンランし、益々その助長を計る結果と成るのである。  
(三) 小賣人の利潤との關係  
從來小賣に對する利潤は配給煙草一割、自由販賣煙草四分と限定されておりました。これは極めて僅少であるばかりでなく價格の引上げに伴い小賣人の資本といふものは相當の(資本十萬円程度)膨大なものでなくては間に合はず、しかも賣れ残りの悪いときは小賣營業辭職不能の如き事態をさへ発生する虞れも大きく、小賣業者の營業を極度に阻害し、同時に小賣業者の生活危機をも生ぜしめる危懼の大なるものである。  
(四) 農民に對する買上價格及び統制方法の不合理  
政府は低價格で買上げをしながら關煙草防止の一策として今葉數査定といふことを強行しようとしてゐることである。これは葉煙草耕

あり、その緊要度係数は事実二、三程度となつて居り食費(米)に次ぐ緊要度をしめてゐるので此の様な必需品である標章に膨大な税を課する事は明かに大衆課税であり、しかも買へるもの丈が買へば良い所の新生でさへ過去に於て抱き合せ配給等が行はれた如きを以てしては大衆課税の代表的なものと思ふべきではない。  
(二) 關煙草の助長  
ピース、コロナ等或はハッピー、龍等高級煙草を五〇円、六〇円の高價を以て販賣するにつれて、人民の購買力をさつた。所謂十五円二〇円級の關手卷煙草が巷間にハンランし、益々その助長を計る結果と成るのである。  
(三) 小賣人の利潤との關係  
從來小賣に對する利潤は配給煙草一割、自由販賣煙草四分と限定されておりました。これは極めて僅少であるばかりでなく價格の引上げに伴い小賣人の資本といふものは相當の(資本十萬円程度)膨大なものでなくては間に合はず、しかも賣れ残りの悪いときは小賣營業辭職不能の如き事態をさへ発生する虞れも大きく、小賣業者の營業を極度に阻害し、同時に小賣業者の生活危機をも生ぜしめる危懼の大なるものである。  
(四) 農民に對する買上價格及び統制方法の不合理  
政府は低價格で買上げをしながら關煙草防止の一策として今葉數査定といふことを強行しようとしてゐることである。これは葉煙草耕

あり、その緊要度係数は事実二、三程度となつて居り食費(米)に次ぐ緊要度をしめてゐるので此の様な必需品である標章に膨大な税を課する事は明かに大衆課税であり、しかも買へるもの丈が買へば良い所の新生でさへ過去に於て抱き合せ配給等が行はれた如きを以てしては大衆課税の代表的なものと思ふべきではない。  
(二) 關煙草の助長  
ピース、コロナ等或はハッピー、龍等高級煙草を五〇円、六〇円の高價を以て販賣するにつれて、人民の購買力をさつた。所謂十五円二〇円級の關手卷煙草が巷間にハンランし、益々その助長を計る結果と成るのである。  
(三) 小賣人の利潤との關係  
從來小賣に對する利潤は配給煙草一割、自由販賣煙草四分と限定されておりました。これは極めて僅少であるばかりでなく價格の引上げに伴い小賣人の資本といふものは相當の(資本十萬円程度)膨大なものでなくては間に合はず、しかも賣れ残りの悪いときは小賣營業辭職不能の如き事態をさへ発生する虞れも大きく、小賣業者の營業を極度に阻害し、同時に小賣業者の生活危機をも生ぜしめる危懼の大なるものである。  
(四) 農民に對する買上價格及び統制方法の不合理  
政府は低價格で買上げをしながら關煙草防止の一策として今葉數査定といふことを強行しようとしてゐることである。これは葉煙草耕

あり、その緊要度係数は事実二、三程度となつて居り食費(米)に次ぐ緊要度をしめてゐるので此の様な必需品である標章に膨大な税を課する事は明かに大衆課税であり、しかも買へるもの丈が買へば良い所の新生でさへ過去に於て抱き合せ配給等が行はれた如きを以てしては大衆課税の代表的なものと思ふべきではない。  
(二) 關煙草の助長  
ピース、コロナ等或はハッピー、龍等高級煙草を五〇円、六〇円の高價を以て販賣するにつれて、人民の購買力をさつた。所謂十五円二〇円級の關手卷煙草が巷間にハンランし、益々その助長を計る結果と成るのである。  
(三) 小賣人の利潤との關係  
從來小賣に對する利潤は配給煙草一割、自由販賣煙草四分と限定されておりました。これは極めて僅少であるばかりでなく價格の引上げに伴い小賣人の資本といふものは相當の(資本十萬円程度)膨大なものでなくては間に合はず、しかも賣れ残りの悪いときは小賣營業辭職不能の如き事態をさへ発生する虞れも大きく、小賣業者の營業を極度に阻害し、同時に小賣業者の生活危機をも生ぜしめる危懼の大なるものである。  
(四) 農民に對する買上價格及び統制方法の不合理  
政府は低價格で買上げをしながら關煙草防止の一策として今葉數査定といふことを強行しようとしてゐることである。これは葉煙草耕

あり、その緊要度係数は事実二、三程度となつて居り食費(米)に次ぐ緊要度をしめてゐるので此の様な必需品である標章に膨大な税を課する事は明かに大衆課税であり、しかも買へるもの丈が買へば良い所の新生でさへ過去に於て抱き合せ配給等が行はれた如きを以てしては大衆課税の代表的なものと思ふべきではない。  
(二) 關煙草の助長  
ピース、コロナ等或はハッピー、龍等高級煙草を五〇円、六〇円の高價を以て販賣するにつれて、人民の購買力をさつた。所謂十五円二〇円級の關手卷煙草が巷間にハンランし、益々その助長を計る結果と成るのである。  
(三) 小賣人の利潤との關係  
從來小賣に對する利潤は配給煙草一割、自由販賣煙草四分と限定されておりました。これは極めて僅少であるばかりでなく價格の引上げに伴い小賣人の資本といふものは相當の(資本十萬円程度)膨大なものでなくては間に合はず、しかも賣れ残りの悪いときは小賣營業辭職不能の如き事態をさへ発生する虞れも大きく、小賣業者の營業を極度に阻害し、同時に小賣業者の生活危機をも生ぜしめる危懼の大なるものである。  
(四) 農民に對する買上價格及び統制方法の不合理  
政府は低價格で買上げをしながら關煙草防止の一策として今葉數査定といふことを強行しようとしてゐることである。これは葉煙草耕

あり、その緊要度係数は事実二、三程度となつて居り食費(米)に次ぐ緊要度をしめてゐるので此の様な必需品である標章に膨大な税を課する事は明かに大衆課税であり、しかも買へるもの丈が買へば良い所の新生でさへ過去に於て抱き合せ配給等が行はれた如きを以てしては大衆課税の代表的なものと思ふべきではない。  
(二) 關煙草の助長  
ピース、コロナ等或はハッピー、龍等高級煙草を五〇円、六〇円の高價を以て販賣するにつれて、人民の購買力をさつた。所謂十五円二〇円級の關手卷煙草が巷間にハンランし、益々その助長を計る結果と成るのである。  
(三) 小賣人の利潤との關係  
從來小賣に對する利潤は配給煙草一割、自由販賣煙草四分と限定されておりました。これは極めて僅少であるばかりでなく價格の引上げに伴い小賣人の資本といふものは相當の(資本十萬円程度)膨大なものでなくては間に合はず、しかも賣れ残りの悪いときは小賣營業辭職不能の如き事態をさへ発生する虞れも大きく、小賣業者の營業を極度に阻害し、同時に小賣業者の生活危機をも生ぜしめる危懼の大なるものである。  
(四) 農民に對する買上價格及び統制方法の不合理  
政府は低價格で買上げをしながら關煙草防止の一策として今葉數査定といふことを強行しようとしてゐることである。これは葉煙草耕

あり、その緊要度係数は事実二、三程度となつて居り食費(米)に次ぐ緊要度をしめてゐるので此の様な必需品である標章に膨大な税を課する事は明かに大衆課税であり、しかも買へるもの丈が買へば良い所の新生でさへ過去に於て抱き合せ配給等が行はれた如きを以てしては大衆課税の代表的なものと思ふべきではない。  
(二) 關煙草の助長  
ピース、コロナ等或はハッピー、龍等高級煙草を五〇円、六〇円の高價を以て販賣するにつれて、人民の購買力をさつた。所謂十五円二〇円級の關手卷煙草が巷間にハンランし、益々その助長を計る結果と成るのである。  
(三) 小賣人の利潤との關係  
從來小賣に對する利潤は配給煙草一割、自由販賣煙草四分と限定されておりました。これは極めて僅少であるばかりでなく價格の引上げに伴い小賣人の資本といふものは相當の(資本十萬円程度)膨大なものでなくては間に合はず、しかも賣れ残りの悪いときは小賣營業辭職不能の如き事態をさへ発生する虞れも大きく、小賣業者の營業を極度に阻害し、同時に小賣業者の生活危機をも生ぜしめる危懼の大なるものである。  
(四) 農民に對する買上價格及び統制方法の不合理  
政府は低價格で買上げをしながら關煙草防止の一策として今葉數査定といふことを強行しようとしてゐることである。これは葉煙草耕

あり、その緊要度係数は事実二、三程度となつて居り食費(米)に次ぐ緊要度をしめてゐるので此の様な必需品である標章に膨大な税を課する事は明かに大衆課税であり、しかも買へるもの丈が買へば良い所の新生でさへ過去に於て抱き合せ配給等が行はれた如きを以てしては大衆課税の代表的なものと思ふべきではない。  
(二) 關煙草の助長  
ピース、コロナ等或はハッピー、龍等高級煙草を五〇円、六〇円の高價を以て販賣するにつれて、人民の購買力をさつた。所謂十五円二〇円級の關手卷煙草が巷間にハンランし、益々その助長を計る結果と成るのである。  
(三) 小賣人の利潤との關係  
從來小賣に對する利潤は配給煙草一割、自由販賣煙草四分と限定されておりました。これは極めて僅少であるばかりでなく價格の引上げに伴い小賣人の資本といふものは相當の(資本十萬円程度)膨大なものでなくては間に合はず、しかも賣れ残りの悪いときは小賣營業辭職不能の如き事態をさへ発生する虞れも大きく、小賣業者の營業を極度に阻害し、同時に小賣業者の生活危機をも生ぜしめる危懼の大なるものである。  
(四) 農民に對する買上價格及び統制方法の不合理  
政府は低價格で買上げをしながら關煙草防止の一策として今葉數査定といふことを強行しようとしてゐることである。これは葉煙草耕

あり、その緊要度係数は事実二、三程度となつて居り食費(米)に次ぐ緊要度をしめてゐるので此の様な必需品である標章に膨大な税を課する事は明かに大衆課税であり、しかも買へるもの丈が買へば良い所の新生でさへ過去に於て抱き合せ配給等が行はれた如きを以てしては大衆課税の代表的なものと思ふべきではない。  
(二) 關煙草の助長  
ピース、コロナ等或はハッピー、龍等高級煙草を五〇円、六〇円の高價を以て販賣するにつれて、人民の購買力をさつた。所謂十五円二〇円級の關手卷煙草が巷間にハンランし、益々その助長を計る結果と成るのである。  
(三) 小賣人の利潤との關係  
從來小賣に對する利潤は配給煙草一割、自由販賣煙草四分と限定されておりました。これは極めて僅少であるばかりでなく價格の引上げに伴い小賣人の資本といふものは相當の(資本十萬円程度)膨大なものでなくては間に合はず、しかも賣れ残りの悪いときは小賣營業辭職不能の如き事態をさへ発生する虞れも大きく、小賣業者の營業を極度に阻害し、同時に小賣業者の生活危機をも生ぜしめる危懼の大なるものである。  
(四) 農民に對する買上價格及び統制方法の不合理  
政府は低價格で買上げをしながら關煙草防止の一策として今葉數査定といふことを強行しようとしてゐることである。これは葉煙草耕

作者は必ずその葉煙草を闇に流すものである。という前提の上に立つて煙草の葉一枚々を数え、更にその種子を耕作者に手渡すに当り、一方的に何程の葉煙草を收納すべきであると断定した強圧的方法と、罰則とを以つてこれに臨んでいるのである。同時に増産が少しもできない。

(五) 品種の劣悪  
従来の黄色種問題を考えるとき品質の基準となるべき木種のパーセントを見れば、昭和五、六年頃「チェリー」は米葉五五パーセ

ント、黄色種四五パーセント、「バット」は米葉四〇パーセントであり更に終戦直後においても、米葉の輸入はなくなつたものの二〇年八月における「きんし」は黄色種四〇パーセント、「マニラ葉」一〇パーセント、その他となり、「光」にいたつては黄色種一〇〇パーセントであつた。しかるに現在においては「きんし」「新生」ともに二五パーセント「ハッピー」「三五パーセント」「ビス」六〇パーセントの黄色種を含んでゐるに過ぎずこの中砂糖を以つて加工してゐるのは

「煙」ビス」だけに止まる。更に香料も同じく二種だけしか使用されていない現状である。その上、「きんし」には今年度は六〇%の「いたどり」を加へる状況になつてゐる。

(六) 國民消費資金の観点から見ても、九四〇億の収入を見込むことは無理である。

これを要するに、政府の煙草專賣政策自体は只、財源を求めて値上げをするだけであるが、それは、大衆課税を強化するだけでなく、葉煙草農民をも苦しめ、只、

ヤマタバコを繁榮させる結果となり、収益が減少せざるという馬鹿らしいやり方である。

私は、とくに、この値上げが大衆の負担を二重三重に増大するものなる故に断乎反對する。

昭和二十三年六月三十日  
財政及び金融委員会  
少数意見者 中西 功  
参議院議長松平恒雄殿

製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月二十九日  
衆議院議長 松岡 駒吉  
参議院議長 松平恒雄殿

製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案  
製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律  
財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定により、政府製造たばこの最高價格を、次のように定める。

政府製造たばこ價格表

種 類	名 稱	型 式	規 格	單 位 價 格	
				同	同
口付紙巻たばこ	朝 日	長さ 八五ミリメートル 内周 二九ミリメートル	在來種葉たばこを用いた中級品	同	一〇本二十円
				同	一〇本六〇円
両切紙巻たばこ	ビ ー ス	長さ 七〇ミリメートル 内周 二六ミリメートル	黄色種葉たばこ三〇%以上を用いた上級品	同	一〇本四〇円
				同	一〇本四〇円
同	い こ い	同	黄色種葉たばこ三〇%以上を用いた中級品	同	一〇本四〇円
				同	一〇本四〇円
手巻用刻みたばこ	ハ ッ ピ ー	長さ 七〇ミリメートル 内周 二四ミリメートル	同	同	一〇本三〇円
				同	一〇本二〇円
同	き ん し	同	同	同	一〇本二〇円
				同	一〇本二〇円
同	き き よ う	同	同	同	一〇本二〇円
				同	一〇本二〇円
同	み の り	同	同	同	一〇本二〇円
				同	一〇本二〇円
同	の そ み	同	同	同	一〇本九円
				同	一〇本九円

附 則  
この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔黒田英雄君發議、拍手〕  
○黒田英雄君 只今上程せられました製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案につきまして、委員会におきまする審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

この法案は財政法第三條の規定によつて提出されたものであります。自由販賣たばこといはしまして新たに紙巻たばこ十本四十円の「いこい」と、三十円の「ハッピー」、刻みたばこ十グラム二十円の「ききよう」を發賣いたし、又

は自由販賣たばこであります五十円の「ビス」を六十円に、朝日を七円五十銭から二十円に値上げをし、配給たばこであります六円の「きんし」を十一円に、五円の「みのり」を十円に、「のぞみ」の五円を九円に、それら値上げをしまして、これによつて値上げによる増収額が二百六億七千万円、新製品發賣によりまする増収が二百六億五千万円、合せて四百二十二億五千七百万円の増収を計りまして、昭和二十三年度專賣資金といたしまして九百四十三億円を挙げようといはしたのであります。

自由販賣たばこは、御承知の通り昨

動買力の吸収を目的といたしまして、國民の負担能力、品質、關たばこの防止等を考慮して定價を定めたというのであります。ビス」六十円を最高といたしまして、四十円、三十円、二十円の價格構成といたしまして、自由販賣總量の約五割の數量を三十円以下として、關たばこの防止に役立たせようといはしたというのであります。又配給たばこにつきましては、國民生活の安定を図る必要があるもので、値上げ程度を低くしたというのであります。この結果といたしまして、賣上額は自由販賣品で八百五十七億円、配給品で二百七十一億円、合計千二百二十八億円とな

るのであります。その比率は自由販賣が七六%、配給が二四%であるのであります。併し數量におきましては自由販賣が四〇%に對しまして配給が六〇%となるというのであります。

委員会は去る先月の十七日公聽會を開きまして、各方面の公達人の意見を聴いて慎重に審議をいたしましたのであります。その質疑應答の中二三を御紹介をいたしますが、自由販賣數量の約五割が三十円以下というのであるが、問題は喫煙者が同比率で購入し得るかどうかという点であるのであつて、ひまのある人は安いたばこを争つて購入してしまつて、忙がしい勤務に疲

れて、眞に煙のためにたばこを必要の人々が高い方のたばこ即ち「ビス」等を買わなければならぬというようになつてしまつて、當局は各種のたばこを平均して手に入るようにする具體的方法を考へておるかといふお尋ねに對しましては、別に特別の方法を探ることもしらぬ、考究したが、實際問題として困難であるので尙考究は続けられておるが、現在まだ具體的方法が決つておらんといふことであつたのであります。又負担力の限界点ぎりぎり、或いは越えて納税しておるところの國民大衆から、強圧的に税金を取上げるような結果になるのは甚だ遺憾であるの

で、配給品を増して、自由販賣品も公平に行うようにして貰いたいという意見に對しましては、政府も十分にこの点は考慮をするということでありました。それから尙閑たばこはどういうところから出て来るかというお尋ねに對しましては、大体三つの元から出て来て、第一が耕作者の方から出て来るものである。これは耕作者がいろいろな誘惑を、即ち衣類とか地下足袋とかいうような物を以てする、又は脅迫に近い手段で買われるものもあり、たまにはみずから進んでやる者もある。又その次が製煙業者があるものであります。又数量は極めて少ないが、外國でできる葉を持つて来る者もあるというところであつたのであります。その取締監督の方法はどうかということでありましたが、これについては政府からも詳しく説明があつたのであります。これは先般成立いたしましたたばこ專賣法の一部を改正する法律案にその方は大部分入つておりまして、當時御報告を申上げたのでありますから、これは省略をいたします。それから葉たばこの買上値段が果して適正であるかどうか、不適正と笑は思ふが、生産者の經營がこれでは成立しない程度になつておられるかというお尋ねでありましたが、これに對しましては、昨年度は米價との權衡を考へて定めたのであるが、無理はあつたと考へておられない、今日物價が上つて參つておるのでありますから、この秋の葉については米價の引上げと同様程度の引上げをしなければならぬと考へておられる。尙閑たばこを配給する意思はないかと、お尋ねに對しましては、本年度の

販賣計画の中に織込んでありますものとしましては、勞務者特配は人数におきましても殖やすつもりであり、又数量も多少増加する計画であるので、大体の数量は昨年度に比しまして本数で十三億本、歩合で六割程度の増加を計画している。家庭配給につきましてでもできるだけ製造數量を殖やして、成るべく速かに増加したいと考へておられるのであるが、いろいろな關係でできなかったのであります。本年はたばこの増産を計画しておりますので、計画通り行きますというところ、下半年に或る程度できるかと考へておられる。今はつきりとは言えないが、できるだけ早い機会に一人当り十本ぐらい増配したいと考へておられる。尙ピースにつきまして、これを六十円に上げるというところは、これは税の増収を圖つて却つて減収を來すものではないかというふうな御意見の發表もあつたのであります。尙種々の熱心なる質疑應答が交わされたのであります。これは速記録に譲ることをお許しを願ひたいと思ひます。

かくて質疑を終了いたしました。討論に入りまして、無所属憲政會の栗山良夫委員からいたしました。いろいろ理由をお述べになりまして修正案が提出されたのであります。その修正案は兩切たばこの「ピース」十本は五十円に据置き、「いこい」を四十円と原案になつておられますものが三十五円、「ハッピー」三十円とあるのを二十五円に、「きんし」は現行を据置いて十本六円、刻みたばこにおきまして「ききょう」三十グラムが二十円に、それから「みのり」を「進行々々」「説明をしつかりしろ」「ゆつくり」と呼ぶ者あり「みのり」

三十グラムを十五円、「のぞみ」三十グラムを十五円という修正案が提出されたのであります。「尙旨徹底せず」「分つた分つた」と呼ぶ者あり「そうでしようよ」と呼ぶ者あり「本人が言ふ」と呼ぶ者ありその理由につきましては栗山委員からして後列少數意見としてお述べになる所でありました。これは省略させて置きます。「進行進行」あと省略せよ」と呼ぶ者あり「それから次に共産黨の中西委員からいたしました。栗山委員の修正案に賛成をする。たばこの値上げは大衆課税であり、生活に大きな影響を與えるのである。他に財源がないと言つてゐるが、これは非常に矛盾であり、耕作者に對する價格が低く過ぎる。それがために闇の根源となつてゐるのであるが、たばこの値上げをすれば尙又闇を助長して専賣資金が減少することになると考へるというふうな御意見で、栗山委員の修正案に賛成をされたのであります。次に民主自由黨の山由佐一委員からいたしました。原案から價格をおのおの二期引下げる修正案が提出されたのであります。これにつきましては價格を二期引下げるところの減収につきましては葉たばこの買入價格を二期引上げて、それによつて生産を殖やして、且つ又収入を増加して、それによつて製品を製造、たばこの數量を増加して行けば、それによつて歳入の減を補うことができるから、その意味において二期引下げるということであつたのであります。尙民主黨の深川委員からいたしました。高い値段のたばこにつきましては、いそ／＼他のものを混入して價格を引下げて販賣し、個

数を殖やして、その収入の差のないようにする必要であるが、それをできないといふれば、止むを得ず原案に賛成するといふ御意見の發表があつたのであります。

かくて討論を終了いたしました。採決をいたしましたところ、先ず栗山委員の修正案につきまして採決をいたしましたのであります。この修正案を委員會の修正案とすることに、この賛成者は少數でありました。次に山田委員の修正案について採決をいたしました。これも少數で否決されたのであります。次に原案につきまして採決をいたしましたところ、多數を以て原案通り可決すべきものと決まりました。これを以て御報告を終ります。

(拍手)

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論の通告がございます。栗山良夫君。

(栗山良夫君登壇、拍手)

○栗山良夫君 私は只今上程せられたる製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案に對しまして、反對の止むなきに立ち至りましたことを甚だ遺憾に存するものであります。私は過日本黨場におきまして、たばこ「新生」の値下げに對し反對をいたしました。今日まで明らかにする機会を得ませんでした。私の反對の理由は、質の伴わない不当價格に對する國民の不信を當くじによる僻情心によつて取戻さんといたしました。これに失敗するや、遂にあの暴挙に近い値下げを斷行せられんとしたからであつたのであります。官業と民間産業道德の確立に

範を垂れるべきであると確信いたしましたのであります。政府がこの重要な使命を忘れ、財源を大衆に追求する急なる余り、産業道德を冒瀆破壊するがごとき措置を一再ならず斷行せられたことに對する國民的義憤からであつたのであります。(拍手)若し近年政府が行ないつつあるさむらい商法を民間において試みんか、立どころに信用を失墜し、閉店の憂目に逢はるは火を見るよりも明らかであると存するのであります。(その通り)と呼ぶ者ありさてこのたび國家財政の四分の一にも相当する巨額な財源をたばこの益金に求めるがごとき計画は、そこに当然なる無理を包藏し、幾多の弊害を含んでおることは今更指摘するまでもないこととあります。私は特に本黨場を通じて、廣く國民に、今回の値上案の不合理、不健全性を紹介し、政府に一大反省を促すものであります。(拍手)反對の理由は枚擧に遑ないのであります。特に次の四点を挙げまして、賢明なる議員各位の御判断を煩ひたいのであります。

先づ第一は、國鉄、通信の値上げとたばこのそれとは、性格的に非常な遠いがあるといふこととあります。私共は國鉄、通信の龐大な赤字を端的に認めますと共に、その再建築が、或いは企業整備に、或いは一般會計からの繰入れに、或いは料金値上げ等、それとは止むを得ないと存するのであります。併したばこにおきましては完全に收支相償つて余りあるものであります。従つてたばこの値上論に對しましては、根本的な点に對して同意いたしか

ねるのであります。第二は價格の不当性についてであります。當局の説明によりますと、「ピース」原價は十本四円四十五銭であります。これを六十円に即ち十三倍に、「きんし」は三円三十八銭を十一円に、即ち三倍に引上げるというわけであります。一般産業界におきまして、このような暴利的價格を設定いたしました場合に、政府は社会通念的適正價格として認めるおつもりでありましようか。(拍手)官業なるが故に手段を選ばないというならば、産業主化を説く社会党主張の獨營論のごとき、國民の名において断乎反対せざるを得ないのであります。(拍手)この不当なる暴利的價格が、恰かも原價主義の適正價格のごとき錯覚を國民に與え、一般消費材價格形成の一基準をなしておられますこと、更には自由労働者の働賃の一律準をなしておられることを政府は御存じないでありましようか。良識ある政府ならば、むしろ今こそ勇敢にその値上げを断行せらるべきものであります。(だから値上げをやつてののらうと一呼吸を容れ、値下げを断行せらるべきであると思つてあります。(拍手)第三は、今回の値上案によりますと、月当り自由購入五十本、配給百本、計百五十本、一日五本宛としたしまして、その負担は國民總消費資金の五・十%に當つておるのであります。併し喫煙者の最低欲求は一日十本を下るわけには行かないのであります。更に五本、月百五十本を自由購入で補充する必要がありまして、これを計算に入れますならば、更に比率は高まりまして、二〇%にも及ぶ

のであります。たばこは申すまでもなく、一般嗜好品と違ひまして、自制心によるところの禁煙又は強度の節煙のごときは殆んど不可能に墮する生理的な必需品であります。若しこれを否定せられるならば、勞務特配のごとき中止せられたらよろしい。とにかくたばこの販賣を禁止するならばいざ知らず、この人間の弱點を利用して大衆課税的な財源をこれに求めるがごときは、正に惡代官的、惡高利貸的所業と言わなければなりません。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)第四は國民の負担加重の波及する範圍でございます。只今本院におきましては、國鉄、通信の値上げに対する論議がその中心をなしておりますが、併し、直接利用者への影響の面から申しますならば、たばこ値上げによる國民負担の苛酷の度合い、或いはその波及範圍など、到底國鉄、通信の比肩し得るところではないのであります。

私は以上の理由を以て値上げ反対を表明するものであります。國民的な輿論、專賣當局及び專賣勞組の態度は勿論のこと、更には衆参兩議員各位の個人的意見を打診いたしましたとしても、理論的には反対の意向が圧倒的に強いであります。特に本院財政金融委員會におきまして、私の修正案、又は私と全く同じ趣旨の下に民自党山田議員の提出せられた修正案は、共に不幸否決せられましたけれども、反対委員も恐らくその趣旨に反対された方はないと信じて疑わないのであります。(拍手)又恐らく他の議員も同様でありと付度せざるを得ないのであります。若しならば値上げの合理性を信念として主張せらるる議員がありといたしますならば、その人こそ人民の、人民による、人民のための民主政治を行う資格のない政治家なりと断せざるを得ないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)従ひまして私は、委員会の結果のみで筆を收めるわけには参らなかつたのであります。賢明なる良識ある議員各位に訴え、党派を超えた大乗の見地から、本反対論に多数の御賛成を得まして、政府に一大猛省を促したいと存するのであります。(賛成)と呼ぶ者あり、(拍手)切に各位の御賛成を熱望いたします。私の反対意見を終るものであります。(拍手)つて下さい。(拍手)呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。栗山良夫君外三十八名より、本案の表決は、記名投票を以て行われたいとの要求が提出されており、十五名の五分の一以上に達しておるものと認めます。よつてこれより記名投票を行います。(拍手)本案に賛成の諸君は白色票を、本案に反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

○議長(松平恒雄君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十九票、白色票即ち賛成の者百一十一票、(拍手)、青色票即ち反対の者五十八票、(拍手)右の結果本案は可決せられました。(拍手)

〔参照〕  
賛成者氏名(白色票) 百一十一名  
竹下 豊次君 赤木 正雄君  
木下 辰雄君 佐伯四郎君  
堀越 儀郎君 宮城タマヨ君  
高瀬莊太郎君 江藤 哲翁君  
宿谷・榮一君 石川 準吉君  
高田 寛君 久松 定武君  
加賀 操君 島津 忠彦君  
中川 以良君 小野 哲君  
河野 三夫君 西郷三之助君  
伊達源一郎君 來馬 琢道君  
松村眞一郎君 伊藤 保平君  
小宮山常吉君 飯田精太郎君  
結城 安次君 小杉 イ子君  
川上 嘉市君 田村 文吉君  
小林米三郎君 柏木 庫治君  
岡部 常君 岩男 仁藏君  
島村 軍次君 青山 正一君  
北條 秀一君 徳川 宗敬君  
鎌田 逸郎君 三島 通陽君  
田中耕太郎君 岡本 愛祐君  
駒井 藤平君 玉置吉之丞君

東浦 庄治君 山下 義信君  
河井 彌八君 中村 正雄君  
大野 幸一君 内村 清次君  
中平常太郎君 下條 恭兵君  
上田 節男君 丹羽 五郎君  
赤松 常子君 河崎 ナツ君  
藤枝 昭信君 藤井 新一君  
三木 治朗君 木下 源吉君  
門山 定藏君 原口忠次郎君  
宇都宮 登君 波多野 鼎君  
原 虎一君 羽生 三七君  
岩本 月洲君 島田 千壽君  
若木 勝茂君 渡邊 甚吉君  
三好 始君 吉川末次郎君  
天田 勝正君 田中 信義君  
谷口彌三郎君 植竹 春彦君  
油井賢太郎君 石川 一衛君  
小畑 哲夫君 鈴木 順一君  
平野善治郎君 入交 太藏君  
小杉 繁安君 高橋 啓君  
小林 勝馬君 紅露 みつ君  
深川タマエ君 高良 とみ君  
門屋 盛一君 前之園富一郎君  
竹中 七郎君 藤森 眞治君  
星 一君 淺井 一郎君  
伊東 隆治君 村尾 重雄君  
岩本 哲夫君 佐々木重蔵君  
岩丸 義富君 稻垣平太郎君  
岡田 宗司君 森下 政一君  
小泉 秀吉君 塚本 重藏君  
林辰雄次郎君 中井 光次君  
木内 四郎君 櫻内 辰郎君  
奥 圭一郎君 仲子 隆君  
尾形六郎兵衛君 木村三郎君  
大隈 信幸君

〔参事が投票を計算する〕  
○議長(松平恒雄君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十九票、白色票即ち賛成の者百一十一票、(拍手)、青色票即ち反対の者五十八票、(拍手)右の結果本案は可決せられました。(拍手)

〔投票執行〕  
○議長(松平恒雄君) 投票開始はございませんか。投票開始はしないと認めます。これより開票いたします。投票を計算いたさせます。(拍手)議場の閉鎖を命じます。

〔参事が投票を計算する〕  
○議長(松平恒雄君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十九票、白色票即ち賛成の者百一十一票、(拍手)、青色票即ち反対の者五十八票、(拍手)右の結果本案は可決せられました。(拍手)

〔参事が投票を計算する〕  
○議長(松平恒雄君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十九票、白色票即ち賛成の者百一十一票、(拍手)、青色票即ち反対の者五十八票、(拍手)右の結果本案は可決せられました。(拍手)

藤田 芳雄君	兼岩 傳一君
千田 正君	栗山 良夫君
羽仁 五郎君	岩間 正男君
星野 芳樹君	佐々木良作君
姫井 伊介君	梅原 眞隆君
矢野 西雄君	楠見 義男君
井上なつゑ君	岡元 義人君
岡田喜久治君	大島 定吉君
北村 一男君	加藤常太郎君
川村 松助君	淺岡 信夫君
池田宇右衛門君	堀 末治君
西川甚五郎君	大屋 晋三君
山田 佐一君	中山 壽彦君
黒田 英雄君	寺尾 豊君
草葉 隆圓君	石坂 豊一君
柴田 政次君	大野太秀次郎君
遠山 丙市君	板谷 順助君
今泉 政喜君	松野 真内君
黒川 武雄君	玉屋 喜章君
松嶋 喜作君	徳川 頼貞君
一松 政二君	大隅 憲二君
深水 六郎君	小野 光洋君
園 伊能君	中川 幸平君
重宗 雄三君	西山 亀七君
城 義臣君	左藤 義詮君
小串 清一君	水久保基作君

○議長(松平恒雄君) 日程第二、指定農林物資検査法案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長柳見義男君。

〔報告報告書は都合により第六十号附録に掲載〕  
指定農林物資検査法案  
右  
内閣総理大臣 芦田 均  
昭和二十三年六月二十三日

指定農林物資検査法案  
指定農林物資検査法  
(法律的目的)

第一條 この法律は、重要な農林畜水産物の取引の迅速及び安全を期するため、適正且つ公平な検査を行い、あわせて当該物資の品質の改善を図ることを目的とする。  
(定義)

第二條 この法律において「指定農林物資」とは、国内において生産された重要な農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料として製造(加工を含む。以下同じ。)された物資であつて別表第一及び第二に掲げるものをいう。  
(指定農林物資の規格)

第三條 農林大臣は、指定農林物資の規格又は不合格を判定し、且つ品質を識別するため、規格審議会の議を経て、各種類ごとに規格及びその施行期日を定め、その期日の少くとも三十日前までにこれを公示しなければならない。  
前項の規格は、適正且つ公平であつて類似の条件にある指定農林物資の生産者間に不均衡を生ずるものであつてはならない。

第一項の規定に基いて定められた規格が前項の条件を欠くと認められる場合には、指定農林物資の生産者は、その施行期日の十日前までに、農林大臣に対しその旨を申し出ることができる。  
前項の規定による申出を受けた場合には、農林大臣は、これを規格審議会の議に附し、その理由があることを認めるときは、すみやかに

規格を訂正し、施行期日の少くとも五日前までにこれを公示しなければならない。その理由がないと認めるときは、当該請求者に対し、理由を附してその旨を通知しなければならない。

規格が施行された後事情が変更したため第二項に規定する条件を欠くに至つたと認められる場合には、指定農林物資の生産者は、農林大臣に対し、その改訂を請求することができる。  
(検査機関)

第四條 別表に掲げる國の機関又は都道府県知事は、命令の定めるところに従い、前條の規定によつて定められた規格に基いて別表第一に掲げる指定農林物資であつて、その管轄区域内において生産され、又は当該区域内に搬入されたものの検査を行わなければならない。  
都道府県知事は、別表第二に掲げる指定農林物資又は前項の規定による検査が行われない別表第一に掲げる指定農林物資であつて、その管轄区域内において生産され、又は当該区域内に搬入されたものについて、前條の規定によつて定められた規格に従つて、検査を行うことができる。

前二項の規定により検査を行う國の機関又は都道府県知事(以下検査機関という)の検査を受けた指定農林物資が、当該指定農林物資について検査を行う他の検査機関の管轄区域内に搬入された場合には、前二項の規定は、第八條の規定により検査を受けないものとみなされる場合を除き、これを適用しない。

第一項若しくは第二項の規定によつて検査を行つた場合又は第七條の規定によつて検査を免脱した場合には、検査機関は、これを証明するため、省令の定めるところにより、当該指定農林物資又はその包装に、証票、印章又は記号(以下証票等という)を附さなければならない。

前四項の外、検査の手續に関する事項は、省令でこれを定める。  
(生産者の義務)

第五條 指定農林物資の生産者は、前條の規定に基いて検査が行われる場合には、その検査を受けて合格したものでなければ、当該指定農林物資を販賣(交換する場合を含む。以下同じ。)し、若しくは販賣の委託をし、又は当該検査機関の管轄区域外に搬出してはならない。但し、農林大臣の定める一定数量以下のものを当該区域外に搬出する場合はこの限りでない。  
(販賣業者の義務)

第六條 指定農林物資の販賣業者は、証票等の附されたものでなければ、これを購入し、若しくは販賣し、又は購入若しくは販賣の委託をしてはならない。但し、当該指定農林物資について第四條の規定に基いて検査を行わない検査機関の管轄区域内で生産されたものを、当該区域又は当該指定農林物資について同條の規定に基いて検査を行わない他の検査機関の管轄区域内において購入し、若しくは販賣し、又は購入若しくは販賣の委託をする場合は、この限りでない。

前條の規定は、検査を行わない検査機関の管轄区域内で搬入した指定農林物資を、検査を行う他の

検査機関の管轄区域内に搬入した検査機関の管轄区域内に搬入した指定農林物資を、検査を行つた

検査機関の管轄区域内に搬入した指定農林物資を、検査を行つた

検査機関の管轄区域内に搬入した指定農林物資を、検査を行つた

検査機関の管轄区域内に搬入した販賣業者に、これを準用する。  
(検査の免脱)

第七條 指定農林物資であつて輸出品の検査に関する他の法律の適用を受けるものについては、生産者又は販賣業者は、省令の定めるところにより、検査機関に対し第四條の規定による検査の免除を申請することができる。

前項の申請があつた場合には、検査機関は、第四條の規定にかかわらず、検査を免脱することができる。  
(再検査を受けなければならない場合)

第八條 検査済の指定農林物資であつても左の各号の一に該当するものは、検査を受けないものとみなす。  
一 荷造又は結束を改め、又は損じたもの。  
二 証票等の明かでないもの又は証票等を偽造し、若しくは変造したもの。  
三 容量若しくは重量に著しい増減のあつたもの又は形状に著しい変化のあつたもの。  
四 虫、ねずみ等の害を受け、又は変質したもの。  
五 証票等の有効期間が経過したもの。

農林大臣が検査機関の検査を不当と認めて特に再検査を指定したものを。  
前項第五号の有効期間は、農林大臣がこれを定める。  
(証票等類似物の使用禁止)

第九條 何人も第四條第四項の規定によつて附される証票等に類似したものを指定農林物資に附してはならない。

(包装材料の再使用の制限)

第十條 証票等の附してある包装材料は、これを消したものでなければ、再び指定農林物資の包装材料として使用してはならない。

(再検査の請求)

第十一條 検査機関の検査に不服のある者は、農林大臣に対し当該農林物資の再検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、農林大臣は、検査機関に対し、再検査に關して必要な指示をしなければならぬ。

(検査手数料)

第十二條 國の機関である検査機関は、検査を行つたときは、省令の定めるところにより、検査手数料を徴収することができる。但し、再検査によつて上位の等級に変更された場合及び第八條第一項第六号の適用を受けたため再検査を受けた場合は、この限りでない。

(報告の徴収)

第十三條 検査機関は、その検査を行つた指定農林物資の生産者又は販賣業者に対し、その生産し、又は販賣する指定農林物資の品名、数量、生産場所等について必要な報告を求めることができる。

(規格審議会)

第十四條 指定農林物資の規格を審査させるため、農林省に農産物、林産物、水産物及び工業食品の四規格審議会を置く。

2 各規格審議会の委員は、五人から十人までとし、学識経験のある者であつて指定農林物資の生産業又は販賣業に利害關係のないものの中から、農林大臣がこれを委嘱する。

3 この法律に定めるものの外、規格審議会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(罰則)

第十五條 第五條(第六條第二項において準用する場合を含む。)又は第六條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第十六條 第九條若しくは第十條の規定に違反した者又は第十三條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、五千円以下の罰金に処する。

(附則)

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第十五條又は前條の規定に違反したときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても同條の罰金を科する。

附則

(施行期日及び有効期間) 第十八條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 この法律は、臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)又は物價統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)のいづれかが存続する限り、その効力を有する。

(経過規定)

第十九條 この法律施行前臨時物資需給調整法に基く農林省令又は品質の検査に關する條例の規定に基いてした指定農林物資の検査は、これを第四條の規定に基いてした検査とみなし、それを証する証票等は、これを同條の規定に基いて附されたものとみなす。

2 この法律施行の際現に前項の省令又は條例に基いて定められている指定農林物資の規格は、農林大臣の定める日までは、第三條の規定に基いて定められたものとみなす。

3 指定農林物資であつてこの法律施行の際現に第一項の省令又は條例の規定に基いて検査が行われていないものについては、第三條の規定により、農林大臣の定める当該指定農林物資の規格の施行期日までは、第五條及び第六條の規定は、これを適用しない。

4 この法律施行の際現に都道府縣知事が検査を行つてゐる別表第一に掲げる指定農林物資であつて、この法律施行後は國の機関が検査を行ふべきものについては、第四條第一項の規定及び別表第一にかかわらず、農林大臣の定める日までは、政令の定めるところにより、当該都道府縣知事が検査を行わなければならない。但し、この法律施行の際國の機関に事務を委託して検査を行つてゐるものについては、この限りでない。

5 前項の規定による検査は、これを第四條第一項の規定による検査とみなす。

別表 第一

食糧事務所  
から工品、いんぎょう製品、大豆、ちよん、亞麻、マオラン麻、除虫菊、みつまた、こうぞ、なたね

都道府縣知事

一般用材、井甲材、杭木、杭丸太、電柱、造幣用材、バルブ用材、押角、耳付板、仕組板、枕木、腕木、たる丸材、木炭、普通薪、ガス用薪、れん炭、豆炭、たどん、木ろう、はぜの実、魚類乾製品、魚類塩漬品、魚卵製品、水産物つけ物類、水産物つくだけ、わり製品、塩辛製品、節

類、節類、食料魚粉、いか製品、たこ製品、貝類製品、乾えび(あみを含む)、乾たまご、ふじこを含む)、海藻製品、鯨製品、冷凍水産物、種かき、寒天、水産動物油、水産肥飼料、眞綿及び眞綿製品

別表 第二

都道府縣知事  
ソース、カaramel、食酢、種ころし、青兒菓子、食料びん詰、亞麻種、桐実、牛乳、バター、しいたけ、あべまき樹皮。

(補見)養男君登壇、拍手)  
○楠木善男君 只今議題となりまして、指定農林物資検査法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、農林関係物資につきましては、例え「わら」工品その他の農産加工品にいたしましては、又林産物或いは水産加工品にいたしまして、その生産において極めて多岐に亘つておき、その規格も亦複雑多岐に亘つておき、従つてこれらの物資の取引の迅速安全、品質向上を図るためには、古くから検査制度の必要が認められ、すでに明治三十四年以來、検査が行われておき、その翌年次品目の追加を見ても、その必要がますます、本年この検査は公正なる第三者たる國家の事務と觀念いたしまして、その國からの委任事務として、都道府縣が、従來旧憲法第九條の規定に基く獨立命令であるところの府縣令によつて検査を行い、又各府縣間の検査業務の統一調整は、同じく獨立命令たる省令によつて、農林省がこれに當つて来たのであります。又農林物資中、眞綿類、食料塩詰等につきましては、最近における物價統制に伴う公道價格決定の基準として、業者團體たる組合又は法人の行う

検査の規格を採用いたしまして結果、これらの物資につきましては、業者に対して検査の間接強制が行われておる実情であります。然るところ、御承知のように、旧憲法に基く獨立命令が、すでにその効力を失うに至つた今日におきましては、右に申述べました農林省の検査統一も、都道府縣の検査も、すべてその法的根拠を失うことになり、ここに新たに別個の法的根拠を必要としたことと共に、他民間團體による検査の間接強制は、この種團體に強力な特権を與ふることとなり、國民民主化にも背馳することとなり、今同新法に本法案を制定し、検査の根拠法といたしますると同時に、現行検査事務の実際に即して、國の機関による検査と、都道府縣による検査とを、それ、適宜配分整備し、又検査事務の適正合理化を図るために、学識経験者による規格審議会を設けんとするものであります。

以上が本法案提案の趣旨でございますが、委員会における審議に際しましては、本來検査制度そのものは、冒頭に申述べましたような効果は認められ、且つ衆知の生産者にとつては、煩雜なものであることは間違いない、従つてそれだけに検査の実行に當つては、常に改善を圖らねばならぬことは当然で、規格の單純化は勿論、検査等級の差等に対する適切な價格政策の裏打によつて、品質向上及び流通の防止を図ること、検査の実施に當つては、零細な全國生産農民に負担を余りかけないようによりすること等々につきまして、極めて熱心な質疑並びに意見開陳が行われたのでございまして、政府当局からは、右の点については、それ、十分善処する態度を明かにせられますと

共に、要するに本案は、憲法改正等に伴う新事態に即應するものであつて、生産者に新たな負担をかけ、或いは統制強化を企図したのではなく、生産者を含め、取引の公正円滑、品質の向上を目的としたもので、検査の合理的改善については、將來更に一層の努力をいたしたい旨の答弁がございました。

かくて質疑終了後、討論を省略し、採決に付しましたところ、本案は多数を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告を終わります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際日程第三、港則法案、日程第四、木船保険組合の解散に関する法律案、日程第五、水先法の一部を改正する法律案、(内閣提出、衆議院送付)、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶものあり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めまして、委員長長の報告を求めます。運輸及び交通委員会理事丹羽五郎君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月二十八日

衆議院議長 松岡 詢吉  
参議院議長 松平恒雄殿

港則法案

港則法

第一章 総則

(法律の目的)

第一條 この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

(港域)

第二條 港の区域は、別に法律でこれを定める。

(定義)

第三條 この法律において「雑種船」とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかひのみをもつて運轉し、又は主としてろかひをもつて運轉する船舶をいう。

2 この法律において「特定港」とは、きつ、水の深い船舶が出入できる港又は外國船舶が常時出入する港であつて、別表に掲げるものをいう。

第二章 入出港及び停泊

(入出港の届出)

第四條 船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、命令の定めるところにより、港長に届け出なければならぬ。

(びよう地)

第五條 特定港内に停泊せる船舶は、命令の定めるところにより、各、そのトン数又は積載物の種類に從い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならぬ。

2 命令の定める船舶は、命令の定める特定港に入港する際、港長からびよう地の指定を受けなければならぬ。この場合には、港長は、特別の事情がない限り、前項に規定する一定の区域内においてびよう地を指定しなければならぬ。

3 前項に規定する特定港以外の特定港でも、港長は、特に必要があると認めるときは、入港船舶に対してびよう地を指定することができる。

4 前二項の規定により、びよう地の指定を受けた船舶は、第一項の規定にかかわらず、当該びよう地に停泊しなければならぬ。

5 港長は、びよう地を指定するに當つては、けい船浮標、さん橋その他の施設で当該指定に係るもの管理者の意見を聴かなければならぬ。

(夜間入港の制限)

第六條 前條第二項の規定によりびよう地の指定を受けなければならない船舶は、港長の許可を得ない限り、夜間から日出までの間は、同項に規定する港に入港してはならない。

(移動の制限)

第七條 雑種船以外の船舶は、第四條、第八條第一項、第十條及び第二十三條の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、第五條第一項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならぬ。

(修繕及びけい船)

第八條 特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するため必要があるとき、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(けい船等の制限)

第九條 雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい船し、又は他の船舶の交通の妨となる虞のある場所に停泊させてはならない。

(移動命令)

第十條 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。

(停泊の制限)

第十一條 特定港内における船舶の停泊及び停泊を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 航路及び航法

(航路)

第十二條 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、命令の定める航路(以下単に航路という。)によらなければならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するため必要があるとき、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(けい船等の制限)

第九條 雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい船し、又は他の船舶の交通の妨となる虞のある場所に停泊させてはならない。

(移動命令)

第十條 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。

(停泊の制限)

第十一條 特定港内における船舶の停泊及び停泊を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 航路及び航法

(航路)

第十二條 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、命令の定める航路(以下単に航路という。)によらなければならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならぬ。

(修繕及びけい船)

第八條 特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するため必要があるとき、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(けい船等の制限)

第九條 雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい船し、又は他の船舶の交通の妨となる虞のある場所に停泊させてはならない。

(移動命令)

第十條 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。

(停泊の制限)

第十一條 特定港内における船舶の停泊及び停泊を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 航路及び航法

(航路)

第十二條 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、命令の定める航路(以下単に航路という。)によらなければならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならぬ。

(修繕及びけい船)

第八條 特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するため必要があるとき、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(けい船等の制限)

第九條 雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい船し、又は他の船舶の交通の妨となる虞のある場所に停泊させてはならない。

(移動命令)

第十條 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。

(停泊の制限)

第十一條 特定港内における船舶の停泊及び停泊を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 航路及び航法

船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するため必要があるとき、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(けい船等の制限)

第九條 雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい船し、又は他の船舶の交通の妨となる虞のある場所に停泊させてはならない。

(移動命令)

第十條 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。

(停泊の制限)

第十一條 特定港内における船舶の停泊及び停泊を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 航路及び航法

(航路)

第十二條 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、命令の定める航路(以下単に航路という。)によらなければならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならぬ。

(修繕及びけい船)

第八條 特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するため必要があるとき、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(けい船等の制限)

第九條 雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい船し、又は他の船舶の交通の妨となる虞のある場所に停泊させてはならない。

(移動命令)

第十條 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。

(停泊の制限)

第十一條 特定港内における船舶の停泊及び停泊を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 航路及び航法

(航路)

第十二條 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、命令の定める航路(以下単に航路という。)によらなければならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならぬ。

(修繕及びけい船)

第八條 特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するため必要があるとき、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(けい船等の制限)

第九條 雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい船し、又は他の船舶の交通の妨となる虞のある場所に停泊させてはならない。

(移動命令)

第十條 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。

(停泊の制限)

第十一條 特定港内における船舶の停泊及び停泊を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 航路及び航法

船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するため必要があるとき、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(けい船等の制限)

第九條 雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい船し、又は他の船舶の交通の妨となる虞のある場所に停泊させてはならない。

(移動命令)

第十條 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。

(停泊の制限)

第十一條 特定港内における船舶の停泊及び停泊を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 航路及び航法

(航路)

第十二條 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、命令の定める航路(以下単に航路という。)によらなければならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならぬ。

(修繕及びけい船)

第八條 特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するため必要があるとき、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(けい船等の制限)

第九條 雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい船し、又は他の船舶の交通の妨となる虞のある場所に停泊させてはならない。

(移動命令)

第十條 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。

(停泊の制限)

第十一條 特定港内における船舶の停泊及び停泊を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 航路及び航法

(航路)

第十二條 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、命令の定める航路(以下単に航路という。)によらなければならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならぬ。

(修繕及びけい船)

第八條 特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するため必要があるとき、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(けい船等の制限)

第九條 雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい船し、又は他の船舶の交通の妨となる虞のある場所に停泊させてはならない。

(移動命令)

第十條 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。

(停泊の制限)

第十一條 特定港内における船舶の停泊及び停泊を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 航路及び航法

第十八條 雜種船は、港内において、汽船及び帆船の進路を避けなければならない。

第十九條 前五條に定めるものの外、運輸大臣は、命令で一定の特定港における航法に關して特別の定をすることが出来る。

第二十條 この章並びに第十四條第五項及び前條の命令に定めるものの外、港内における航法については、海上衝突予防法（明治二十五年法律第五号）の定めるところによる。

#### 第四章 危險物

第二十一條 爆發物その他の危險物（当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。

2 前項の危險物の種類は、命令でこれを定める。

第二十二條 危險物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所であらば停泊し、又は停留してはならない。但し、港長が爆發物以外の危險物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危險物の種類、數量及び保管方法に鑑み差支がないと認め許可したときは、この限りでない。

第二十三條 船舶は、特定港において危險物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることと不適当であると認めるときは、港の境界外において適當の場所を指定して前項の許可をすることが出来る。

3 前項の規定により指定された場所に停泊し、又は停留する船舶は、これを港の境界内にある船舶とみなす。

4 船舶は、特定港内又は特定港の境界附近において危險物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

#### 第五章 水路の保全

第二十四條 港内その他日本國の水域における水質の汚濁防止については、別に法律でこれを定める。

第二十五條 港内又は港の境界附近において発生した海難に因り他の船舶交通を阻害する状態が生じたときは、当該海難に係る船舶の船長は、遅滞なく標識の設置その他危險予防のため必要な措置をし、且つ、特定港にあつては、その旨を港長に報告しなければならない。

第二十六條 特定港内又は特定港の境界附近における標識物、沈没物その他の物件が船舶交通を阻害する虞のあるときは、港長は、当該物件の所有者又は占有者に対しその除去を命ずることが出来る。

#### 第六章 船隻及び信号

第二十七條 海上衝突予防法第七條第一項第三号及び第四号に規定する船舶は、夜間航行中それぞれ同項第三号又は第四号に規定する船燈を掲揚しなければならない。

第二十八條 船舶は、港内においては、みだりに汽笛又は汽角を吹き鳴らしてはならない。

第二十九條 特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

第三十條 雜種船以外の船舶で信号

符字を有するものは、入港しようとするときは、港の境界附近でこれを掲げなければならない。港を通過しようとするときも同様である。

2 前項の船舶は、港内を航行するときは、信号符字を掲揚しなければならない。

#### 第七章 雜則

（工事等の許可及び進水等の届出）  
第三十一條 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることが出来る。

第三十二條 特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

第三十三條 特定港内において船舶を進水させ、又ドックに出入させようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

第三十四條 特定港内において竹木材を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内においていかだをけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当り船舶交通安全のために必要な措置を命ずることが出来る。

（漁りの制限）  
第三十五條 船舶交通の妨となる虞のある特定港内の場所においては、みだりに漁りをしてはならない。

第三十六條 何人も、港内又は港の境界附近における船舶交通の妨

なる虞のある強力な燈火をみだりに使用してはならない。

2 港長は、特定港内又は特定港の境界附近における船舶交通の妨となる虞のある強力な燈火を使用している者に対し、その燈火の滅光又は被覆を命ずることが出来る。

#### （船舶交通の制限）

第三十七條 港長は、船舶交通の安全のため必要であると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することが出来る。

2 前項の規定により指定した航路又は区域及び同項の規定による制限又は禁止の期間は、港長がこれを公示する。

#### 第八章 罰則

第三十八條 第二十二條又は第二十三條第一項若しくは第四項の規定に違反したときは、その行爲をした者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十九條 左の場合にはその行爲をした者は、これを三箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項の規定に違反したとき。

二 第五條第二項の規定による指定を受けずに停泊したとき又は同條第四項のびよう地以外の場所に停泊したとき。

三 第七條第一項、第十二條又は第十三條の規定に違反したとき。

四 第八條第三項、第十條又は第三十七條第一項の規定による処分に違反したとき。

第四十條 第二十五條の規定に違反した者は、これを三箇月以下の懲

役又は三千円以下の罰金に処する。

第四十一條 左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

一 第二十六條、第三十一條第二項又は第三十六條第二項の規定による処分に違反した者

二 第三十一條第一項の規定に違反した者

第四十二條 第四條、第六條、第八條第二項、第二十一條、第三十條又は第三十五條の規定に違反したときは、その行爲をした者は、これを千円以下の罰金又は料料に処する。

第四十三條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は料料に処する。

一 第八條第一項、第二十九條、第三十二條、第三十三條又は第三十四條第一項の規定に違反した者

二 第三十四條第二項の規定による処分に違反した者

第四十四條 第十一條の規定による命令の規定に違反したときは、その行爲をした者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは料料に処する。

第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第四十一條又は第四十三條の規定に違反したときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金を科する。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から六十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

2 開港港則（明治三十一年勅令第

百三十九号)は、これを廃止する。

根 内	小 室	函 館	八 戸	釜 石	塩 釜	東 横 濱	須 賀	伏 木	名 古 屋	教 賀	宮 崎	和 歌 山	大 阪	小 松	高 知	今 治	宇 治	宇 野	廣 島	尾 道	徳 島	山 下	萩 島	萩 島	博 多	唐 津	佐 世 保	口 津	三 角
留 萌	釧 路	青 森	船 橋	酒 田	新 潟	京 濱	清 水	武 七	武 豊	四 日 市	舞 鶴	田 邊	神 戸	坂 出	新 居 濱	境 田	濱 田	吳 國	岩 手	宇 部	三 門	關 門	三 池	住 江	長 崎	鹿 島	鹿 島	鹿 島	鹿 島

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

本船保険組合の解散に関する法律を可決した。右の内閣提出案は本院においてこれによつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月二十八日 衆議院議長 松岡 駒吉 参議院議長 松平恒雄

本船保険組合の解散に関する法律 案

- 第一條 本船保険組合(以下組合といふ)は、これを解散する。
- 第二條 組合の清算は、破産の場合を除く外、運輸大臣の監督に属する。
- 第三條 組合の清算については、理事長及び理事が清算人となる。
- 2 前項の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたときは、運輸大臣が清算人を選任する。
- 3 運輸大臣は、必要があると認めるときは、清算人を解任することができる。
- 第四條 清算人は、清算及び財産処分の方法について、運輸大臣の認可を受けなければならない。
- 2 運輸大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算及び財産処分の方法について、監督上必要な事項を命ずることができらる。
- 第五條 組合と組合員との関係は、この法律施行の日までに保険期間が満了してないものは、同日をもつて保険期間が満了したものとみなす。
- 2 前項の場合においては、組合は、政令の定めるところにより、保険料を組合員に返還しなければならない。
- 第六條 清算人は、就職後遅滞なく、組合財産の現況を調査し、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作り、これを運輸大臣に提出してその承認を求めなければならない。
- 第七條 清算人は、第十三條の規定

により準用する民法(明治二十九年法律第九十九号)第七十九條第一項に規定する債権申出の期間内は、債権者に対して弁済をすることができない。

- 2 運輸大臣は、必要があると認めるときは、期間を限り、前項の債権を弁済することができる期間を延長することができる。
- 第八條 組合は、欠損を生ずる場合は、その欠損の額を限度として、政令の定めるところにより、保険金の額を削減してその責を免れることができる。
- 第九條 運輸大臣は、組合の清算の監督上必要があると認めるときは、清算人から清算事務若しくは財産の状況に關して報告を徴し、又は当該官吏に組合の事務所、事業場その他の場所に臨み、清算事務若しくは財産の状況を検査させることができる。
- 2 当該官吏が、前項の規定により検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
- 第十條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを運輸大臣に提出してその承認を求めなければならない。
- 第十一條 清算人は、政令の定めるところにより、解散及び清算について必要な登記をしなければならない。
- 2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、その登記の後でなければ、これをもちつて第三者に対抗することができない。
- 第十二條 組合が前條の規定によりなす登記については、登録税を課さない。

第十三條 民法第七十三條及び第七十八條から第八十一條までの規定は、組合の清算にこれを準用する。

- 第十四條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。
- 一 第四條第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第七條第一項の規定に違反した者
- 三 第十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第十五條 清算人が第十二條第一項の規定による登記をしたときは、これに不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

附 則

この法律施行の期日は、公布の日から三十日をこえない期間内において、政令で、これを定める。

第三條中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

〔丹羽五郎君(環境、拍手)〕 〇丹羽五郎君 只今議題となりました港則法案、水先法の一部を改正する法律案、並びに本船保険組合の解散に関する法律案を一括いたしました。運輸及び交通委員会におきまますところの審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。詳細は速記録によりまして御承知を願うこととしたしまして、ここには概略の御報告を申し上げます。先ず港則法案であります。この法律案の趣旨は、現在港内の秩序を規律しておきます。開港港則及び同施行規則が、本年七月十五日を以ちましてその効力を失いますので、これに代るものとしたしまして制定せられたものであります。この法律の内容を極く概括的に申述べますと、港内における船舶交通の安全と港内の繁栄とを圖ることを目的としておるのであります。この法律の適用範囲は開港のみに限定いたしまして、我が國の港を特定港と非特定港とに分けて、特定港にはすべて港長を置くこととし、港内における船舶交通の安全と繁栄を専ら規整する法律としての性格を明らかにいたしましたこと、特定港における港長の職務上の性格を明確にしたことに特色がございます外、開港港則の規定を全面的に取入れてありますので、説明は省略させていただきます。次にこの法律案の審議に当りまして

の主なる質疑應答につきまして申上げますと、一委員から、本法の運営には実体に即應した取扱いをなし、その運用を誤らぬやうにとの希望がございまして、これに対しまして政府委員は、御期待に副うべく努力するとの答弁がございました。又一委員より、港長の職務行使に当つて管理者の権利を侵害するやうなことはないかとの質問に對しまして、政府委員は、港長の警察権と経営者の管理権とは峻別するとの答弁がございました。

かくて質疑を打ち切りました討論に入りまして、一委員より、本案はさきに発足いたしました海上保安廳の職務の内容であるから、海上保安廳の機構の完備を期するため、当局の努力を期待して、原案通り賛成であるとの発言がございました。かくて討論を打ち切り、採決いたしましたところ、全会一致原案通り可決すべきことに決定いたしました次第でございます。

次に、水先法の一部を改正する法律案並びに木船保険組合の解散に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

先ず水先法の一部改正の法律案であります。その目的を申し上げますと、最近水先人の少い状況からみまして、現在の年齢制限を撤廃いたしました。若くても有能な者は廣く活用する趣旨でありまして、このために年一回身体検査を実施して、外國船舶等の出入港に對しましてその万全を期することになつておるのでございます。

一月以降、國家保險制度の廢止に伴ひまして任意加入の組合いたしましたところ、今日まで存続して來ましたところ、組合經營の赤字が急速に増大いたしました上、その經濟的な存立さえも不可能となりまして、この際これを解散させるために制定された法案でございます。

次に、両法案につきまして主なる質疑應答を申し上げますと、水先法の一部改正法律案に關しましては、一委員より、改正の趣旨には異議はないが、現在実施せられてゐる水先人採用試験は、本法改正の趣旨から見て、試験制度を改善する必要はないかと、質問に對しまして、政府委員は、十分運用の面を考慮したいとの答弁がございました。統いて、木船保險組合の解散に關する法律案につきましては、一委員から、組合を廢止した場合、木船は何ら保護の施設がなくなるが、この点如何との質問がございました。これに對しまして政府委員より、これにつきましては現狀をよく研究しまして、実情に副うよういたしましたとの答弁がございました。

かくて質疑應答を打ち切りました。討論に入りまして、別に発言がなく採決の結果、両法律案共に全会一致を以て原案通り可決すべきことに決定いたしました。次第でございます。以上基だ簡單でございますが、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これより三案の採決をいたします。三案全部を議題に供します。三案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕  
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて三案共全会一致を以て可決せられました。これにて午後一時半まで休憩いたします。

午後一時四十分休憩  
午後一時四十六分再開  
○議長(松平恒雄君) 休憩前に引き続きこれより會議を開きます。この際お諮りいたします。本日栗栖越夫君より理由を附して財政及び金融委員辭任の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕  
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として紅鷺みつ君を指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 日程第六、醫師法案、日程第七、保健婦助産婦看護婦法案、日程第八、齒科衛生士法案、日程第九、齒科醫師法案、日程第一〇、医療法案(内閣提出、衆議院送付)以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕  
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。厚生委員長塚本電藏君。

〔審査報告書及び少数意見報告書は都合により第六十号附録に掲載〕  
醫師法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて國會議法第八十三條により送付する。  
昭和二十三年六月二十八日  
衆議院議長 松岡 駒吉  
參議院議長 松平恒雄殿  
醫師法案  
第一章 總則  
第一條 醫師は、医療及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向

上及び増進に寄與し、もつて國民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免許  
第二條 醫師にならうとする者は、醫師國家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない。  
第三條 未成年者、禁治産者、准禁治産者、つんぼ、おし又は盲の者には、免許を與えない。  
第四條 左の各号の一に該当する者には、免許を與えないことがあ

一 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者  
二 罰金以上の刑に処せられた者  
三 前号に該当する者を除く外、医療に關し犯罪又は不正の行爲のあつた者  
第五條 厚生省に医籍を備え、醫師免許に關する事項を登錄する。  
第六條 免許は、医籍に登録することによつて、これをなす。  
第七條 厚生大臣は、免許を與えたときは、醫師免許証を交付する。  
第八條 醫師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所、医療に従事する者については、その場所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その住所地の都道府縣知事を經由して厚生大臣に届け出なければならない。

第七條 醫師が、第三條に該当するときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。  
第八條 醫師が第四條各号の一に該当し、又は醫師としての品位を損するやうな行爲のあつたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて医療の停止を命ずることができる。  
第九條 前項の規定による取消処分を受

けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を與えることができる。この場合においては、第六條第一項及び第二項の規定を準用する。  
第十條 厚生大臣は、前三項に規定する処分をなすに當つては、あらかじめ、医道審議會の意見を聴かなければならない。  
第十一條 第一項又は第二項に規定する処分がなされるに當つては、当該処分を受ける者に、厚生大臣又は都道府縣知事の指定した官吏若しくは吏員又は医道審議會の委員に對して弁明する機会が與えられなければならない。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、当該処分を受ける医者に對し、あらかじめ、書面を以て、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。  
第十二條 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。  
第十三條 弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存すると共に、報告書を作製し、且つ、処分決定に對して厚生大臣に意見を述べなければならない。

第八條 この章に規定するものの外、免許の申請、医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住所の届出に關しては、省令でこれを定める。  
第三章 試験  
第九條 醫師國家試験は、臨床上に必要な医学及び公衆衛生に關して、醫師として具有すべき知識及び技能に對して、これを行ひ。

第十條 醫師國家試験及び醫師國家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生大臣が、これを行う。

第十一條 醫師國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。  
一 文部大臣の認定した大学において正規の医学の課程を修めて卒業した者で、一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの。

二 醫師國家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの。

三 外國の医学学校を卒業し、又は外國で醫師免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、適当と認定したもの。

第十二條 醫師國家試験予備試験は、外國の医学学校を卒業し、又は外國で醫師免許を得た者のうち、前條第三号に該当しない者であつて、厚生大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができない。

第十三條 禁治産者、つんば、おし及び盲の者は、醫師國家試験及び醫師國家試験予備試験を受けることができない。

第十四條 左に掲げる者については、醫師國家試験及び醫師國家試験予備試験を受けさせないことがある。  
一 禁治産者

二 第四條各号の一に該当する者  
第十五條 醫師國家試験又は醫師國家試験予備試験に關して不正の行爲があつた場合には、当該不正行爲

に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることが出来る。この場合において、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第十六條 この章に規定するもの外、試験の科目、受験手続その他試験に關して必要な事項及び実地修練に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

第四章 業務

第十七條 醫師でなければ、医業をなしてはならない。

第十八條 醫師でなければ、醫師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十九條 診療に従事する医師は、診療治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診察若しくは検査をし、又は出産は立ち会つた医師は、診断書若しくは検査書又は出生証明書若しくは死産証明書等の交付の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第二十條 医師は、自ら診察しないて治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検査をしないで検査書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

第二十一條 医師は、死体又は妊娠

四月以上の死産児を検査して異状があると認めるときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならぬ。

第二十二條 医師は、患者から薬剤の交付に代えて処方せんの求があつた場合には、これを交付しなればならない。但し、その診療上特に支障があるときは、この限りでない。

第二十三條 医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならぬ。

第二十四條 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に關する事項を診療録に記載しなければならぬ。

2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に關するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に關するものは、その医師において、五年間これを保存しなければならぬ。

第五章 審議会及び委員

第二十五條 厚生大臣の諮問に應じて第七條若しくは南科医師法（昭和二十三年法律第 号）第七條に規定する処分又は医道の向上に關する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する医道審議会を置く。

第二十六條 厚生大臣の諮問に應じて醫師國家試験に關する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する醫師國家試験審議会を置く。

第二十七條 醫師國家試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する醫師國家試験委員を置く。

第二十八條 厚生大臣の諮問に應じて第十一條の規定による実地修練に關する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する醫師実地修練審議会を置く。

第二十九條 醫師國家試験予備試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する醫師國家試験予備試験委員を置く。

第三十條 醫師國家試験委員、醫師國家試験予備試験委員その他醫師國家試験又は醫師國家試験予備試験に關する事務を掌る者は、その事務の履行に當つて厳正を保持し、不正の行爲のないようにしなければならぬ。

第六章 罰則

第三十一條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。  
一 第十七條の規定に違反した者  
二 第二條又は不正の事実に基づいて醫師免許を受けた者

2 前項第一号の罪を犯した者が、醫師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。  
一 第七條第二項の規定による停止命令に違反した者

二 第三十條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者  
第三十三條 第六條第三項、第十八條、第二十條から第二十二條まで又は第二十四條の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

附則

第三十四條 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

第三十五條 國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法という。）は、これを廃止する。

第三十六條 旧法又は醫師法（明治三十九年法律第四十七号、以下旧醫師法という。）によつて醫師免許を受けた者は、これをこの法律によつて醫師免許を受けた者とみなす。旧醫師法施行前に醫術開業免状を得た者についても同様である。

2 旧醫師法施行前醫術開業免状を得た者の医業については、なお従前の例による。

3 昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮總督、台湾總督、樺太廳長官、南洋廳長官若しくは滿洲國駐劄特命全權大使又は滿洲國の醫師免許を受けた日本國民に対する醫師免許及び試験については、この法律施行の日から五年間は、なお従前の例によることができる。

第三十七條 旧法又は旧醫師法による医籍の登録は、これをこの法律

による医籍の登録とみなす。

第三十八條 旧法又は旧医師法によつてした医師免許の取消処分又は医業停止の処分は、それぞれこれをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。この場合において、停止の期間は、なお従前の例による。

第三十九條 旧法の規定によつて作成された医師の診療録は、これを第二十四條の診療録とみなす。

第四十條 旧法若しくは旧医師法又はこれに基いて発する命令又は右の命令に基いてなした処分に違反した者の処罰については、なお旧法又は旧医師法による。

第四十一條 國民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第四百二七号）附則第二項の規定に該当する者は、第二條の規定にかかわらず、医師免許を受けることができる。

第四十二條 國民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十二年勅令第三百三十七号）附則第二項の規定に該当する者は、第十一條の規定にかかわらず、醫師國家試験を受けることができる。

第四十三條 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第十一條第一号の大学とみなす。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

保健婦助産婦看護婦法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月二十八日

衆議院議長 松岡 詢吉

參議院議長 松平 恒雄殿

保健婦助産婦看護婦法案  
保健婦助産婦看護婦法案

第一章 總則

第一條 この法律は、保健婦、助産婦及び看護婦の資質を向上し、もつて医療及び公衆衛生の普及向上をはかるのを目的とする。

第二條 この法律において、「保健婦」とは、厚生大臣の免許を受けて、保健婦の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする女子をいう。

第三條 この法律において、「助産婦」とは、厚生大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導をなすことを業とする女子をいう。

第四條 看護婦は、甲種看護婦及び乙種看護婦とする。

第五條 この法律において、「甲種看護婦」とは、厚生大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をなすことを業とする女子をいう。  
第六條 この法律において、「乙種看護婦」とは、都道府縣知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は甲種

看護婦の指示を受けて、前條に規定すること（急性且つ重症の傷病者又はじよく婦に対する療養上の世話を除く。）をなすことを業とする女子をいう。

第二章 免許

第七條 保健婦、助産婦又は甲種看護婦にならうとする者は、保健婦國家試験、助産婦國家試験又は甲種看護婦國家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならぬ。

第八條 乙種看護婦にならうとする者は、乙種看護婦試験に合格し、都道府縣知事の免許を受けなければならぬ。

第九條 つんば、おし又は盲の者は、前二條の規定による免許（以下免許とす。）を與えない。

第十條 左の各号の一に該当する者には、免許を與えないことがある。  
一 罰金以上の刑に処せられた者  
二 前号に該当する者を除く外保健婦、助産婦又は看護婦の業務に關し犯罪又は不正の行爲があつた者  
三 業行が著しく不良である者  
四 精神病者、既薬若しくは大麻の中薬者又は傳染性の疾病にかかつてゐる者

第十一條 厚生省に、保健婦籍、助産婦籍及び甲種看護婦籍を備え、保健婦免許、助産婦免許及び甲種看護婦免許に關する事項を登録する。

第十二條 都道府縣に、乙種看護婦籍を備え、乙種看護婦免許に關する事項を登録する。

第十三條 免許は、保健婦籍、助産婦籍若しくは甲種看護婦籍又は乙種看護婦籍に登録することによつて、これをなす。

2 厚生大臣又は都道府縣知事は、免許を與えたときは、それぞれ保健婦免許証、助産婦免許証若しくは甲種看護婦免許証又は乙種看護婦免許証を交付する。

第十四條 保健婦、助産婦又は甲種看護婦が第九條の規定に該当するときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

2 乙種看護婦が、第九條の規定に該当するときは、都道府縣知事は、その免許を取り消す。

3 保健婦、助産婦又は甲種看護婦が、第十條各号の一に該当し、又は保健婦、助産婦又は甲種看護婦としての品位を損するやうな行爲のあつたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができ。

4 乙種看護婦が第十條各号の一に該当し、又は乙種看護婦としての品位に損するやうな行爲のあつたときは、都道府縣知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができ。

5 前二項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおあり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を與えることができる。この場合においては、第十三條の規定を準用する。

第十五條 厚生大臣は、前條第一項

第三項又は第五項に規定する処分をなすに當つては、あらかじめ保健婦、助産婦、看護婦試験審議会の意見を聴かなければならぬ。

2 都道府縣知事は、前條第二項、第四項又は第五項に規定する処分をなすに當つては、あらかじめ乙種看護婦試験委員の意見を聴かなければならぬ。

3 前條第一項から第四項までに規定する処分がなされるに當つては、当該処分を受ける者に、厚生大臣又は都道府縣知事の指定した官吏若しくは吏員又は保健婦助産婦看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に對して弁明する機会が與えられなければならない。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、当該処分を受ける者に對し、あらかじめ、書面を以て弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

5 弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存すると共に、報告書を作成し、且つ、処分の決定について厚生大臣又は都道府縣知事に意見を述べなければならない。

第十六條 この章に規定するもの外、免許の申請、保健婦籍、助産婦籍、甲種看護婦籍及び乙種看護婦籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住所の届出に關しては、省令でこれを定める。

第三章 試験

第十七條 保健婦國家試験、助産婦國家試験、甲種看護婦國家試験又は乙種看護婦試験は、それぞれ保健婦、助産婦、甲種看護婦又は乙種看護婦として必要な知識及び技能について、これを行う。

第十八條 保健婦國家試験、助産婦國家試験及び甲種看護婦國家試験は、厚生大臣が、乙種看護婦試験は、都道府県知事が、毎年少くとも一回これを行う。

第十九條 保健婦國家試験は、甲種看護婦國家試験に合格した者又は第二十一條各号の一に該当する者であつて、さらに左の各号の一に該当するものでなければ、これを受けることができない。

一 文部大臣の指定した学校において一年以上保健婦になるのに必要な学業を修めた者  
二 厚生大臣の指定した保健婦養成所を卒業した者  
三 外國の保健婦學校を卒業し、又は外國において保健婦免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの。

第二十條 助産婦試験は、甲種看護婦國家試験に合格した者又は第二十一條各号の一に該当する者であつて、さらに左の各号の一に該当するものでなければ、これを受けることができない。

一 文部大臣が指定した学校において一年以上助産に関する学業を修めた者

二 厚生大臣の指定した助産婦養成所を卒業した者  
三 外國の助産婦學校を卒業し、又は外國において助産婦免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの。

第二十一條 甲種看護婦國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部大臣の指定した学校において三年以上甲種看護婦になるのに必要な学業を修めた者  
二 厚生大臣の指定した甲種看護婦養成所を卒業した者  
三 免許を得た後三年以上業務に従事している乙種看護婦で、高等學校を卒業し、前二号に規定する學校又は養成所において一年以上以上修業したのもの。

四 外國の看護婦學校を卒業し、又は外國において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの。

第二十二條 乙種看護婦試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部大臣の指定した学校において二年の看護に関する学業を修めた者  
二 厚生大臣の指定した乙種看護婦養成所を卒業した者  
三 前條第一号、第二号又は第四号に該当する者

四 外國の看護婦學校を卒業し、又は外國において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの。

第二十三條 厚生大臣の諮問に應じて保健婦國家試験、助産婦國家試験、甲種看護婦國家試験及び乙種看護婦試験に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する保健婦助産婦看護婦試験審議會（以下審議會という）を置く。

第二十四條 保健婦國家試験、助産婦國家試験及び甲種看護婦國家試験の実施に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に属する保健婦助産婦甲種看護婦國家試験委員（以下試験委員という）を置く。

第二十五條 乙種看護婦試験の実施に関する事務を掌らせるために、都道府県知事の監督に属する乙種看護婦試験委員を置く。

第二十六條 厚生大臣は、都道府県知事に対し、乙種看護婦試験の実施について必要な事項を指示し、又は試験委員に、乙種看護婦試験の基準に關して、乙種看護婦試験委員を指導させることができる。

第二十七條 試験委員、乙種看護婦試験委員その他保健婦國家試験、助産婦國家試験、甲種看護婦國家試験又は乙種看護婦試験の実施に関する事務を掌る者は、その事務の施行に當つては厳正を保持し、不正の行爲のないようにしなければならない。

第二十八條 この章に規定するものの外、保健婦國家試験、助産婦國家試験、甲種看護婦國家試験又は乙種看護婦試験の試験科目、受験手続その他試験に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

第二十九條 保健婦でなければ、保健婦又はこれに類似する名称を用いて、第二條に規定する業をしてはならない。

第三十條 助産婦でなければ、第三條に規定する業をしてはならない。但し、医師法（昭和二十三年法律第 号）の規定に基いてなす場合は、この限りでない。

第三十一條 甲種看護婦でなければ、第五條に規定する業をしてはならない。但し、医師法又は歯科医師法（昭和二十三年法律第 号）の規定に基いてなす場合は、この限りでない。

第三十二條 乙種看護婦でなければ、第六條に規定する業をしてはならない。但し、医師法又は歯科医師法の規定に基いてなす場合は、この限りでない。

第三十三條 保健婦、助産婦、甲種看護婦又は乙種看護婦が、その業務を開始しようとする場合又は廃止した場合には、就業地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第三十四條 都道府県知事は、就業保健婦名簿、就業助産婦名簿、就業甲種看護婦名簿又は就業乙種看護婦名簿を備えて、前條の規定による届出に關する事項を記載し、業務開始の届出をなした者に対しては、保健婦業務従事証、助産婦業務従事証、甲種看護婦業務従事証又は乙種看護婦業務従事証を交付し、業務継続の届出をなした者に対しては、それぞれ従事証にその旨を記入する。

第三十五條 保健婦は、傷病者の療養上の指導を行うに當つて主治の医師又は歯科医師があるときは、

定にかかわらず、第五條に規定する業をなすことができる。

前項の規定による開始に關する届出をした者が、業務を継続する場合においては、二年毎に、就業地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

前項の規定による届出に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

前項の規定による開始に關する届出をした者が、業務を継続する場合においては、二年毎に、就業地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

前項の規定による届出に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

前項の規定による開始に關する届出をした者が、業務を継続する場合においては、二年毎に、就業地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

前項の規定による開始に關する届出をした者が、業務を継続する場合においては、二年毎に、就業地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

前項の規定による開始に關する届出をした者が、業務を継続する場合においては、二年毎に、就業地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

前項の規定による開始に關する届出をした者が、業務を継続する場合においては、二年毎に、就業地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

その指示を受けなければならぬ。

第三十六條 保健婦は、その業務に關して就業地を管轄する保健所の長の指示を受けたときは、これに従わなければならない。但し、前條の規定の適用を妨げない。

第三十七條 保健婦、助産婦又は看護婦は、主治の医師又は齒科医師の指示があつた場合の外、診療機械を使用し、医薬品を授與し、又は医薬品について指示をなし、その他医師若しくは齒科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずる虞のある行為をしてはならない。但し、臨時應急の手段をなし、又は助産婦がへそのおを切り、かん腸を施し、その他助産婦の業務に当然附随する行為をなすことは差支ない。

第三十八條 助産婦は、妊婦、産婦、じよく婦、胎兒又は新生兒に異常があると認めるときは、医師の診療を請わしめることを要し、自らこれらの者に対して処置をしてはならない。但し、臨時應急の手段は、この限りでない。

第三十九條 業務に従事する助産婦は、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生兒の保健指導の求があつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 分娩の介助又は死胎の検案をした助産婦は、出生証明書、死産証書又は死胎検案書の交付の求があつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第四十條 助産婦は、自ら分娩の介

助又は死胎の検案をしないで、出生証明書、死産証書又は死胎検案書を交付してはならない。

第四十一條 助産婦は、妊娠四月以上の死産兒を検案して異常があると認めるときは、二十四時間以内に所轄警察署にその旨を届け出なければならない。

第四十二條 助産婦が分娩の介助をしたときは、助産に關する事項を遅滞なく助産録に記載しなければならぬ。

2 前項の助産録であつて病院、診療所又は助産所に勤務する助産婦のなした助産に關するものは、その病院、診療所又は助産所の管理者において、その他の助産に關するものは、その助産婦において五年間これを保存しなければならない。

3 第一項の規定による助産録の記載事項に關しては、省令でこれを定める。

### 第五章 罰則

第四十三條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第二十九條から第三十二條までの規定に違反した者  
二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

2 前項第一号の罪を犯した者が、助産婦、看護婦又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四十四條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又

は五千円以下の罰金に処する。

一 業務停止中の保健婦、助産婦又は看護婦であつて、その業務をなしたものを。

二 第三十五條から第三十八條までの規定に違反した者

三 第二十七條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

第四十五條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第三十三條又は第三十九條から第四十二條までの規定に違反した者

二 第十六條の規定に基づいて発する省令の規定に違反した者

### 附則

第四十六條 この法律中、学校及び養成所の指定に關する部分並びに第四十七條から第五十條までの規定は、医師法施行の日から、看護婦に關する部分は、昭和二十五年九月一日から、その他の部分は、昭和二十六年九月一日から、これを施行する。

第四十七條 保健婦助産婦看護婦令（昭和二十二年政令第二百二十四号）は、これを廃止する。

第四十八條 保健婦助産婦看護婦令第二十一條から第二十四條までの規定によつて文部大臣又は厚生大臣の行つた指定は、それぞれこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。

第四十九條 保健婦及び助産婦に關して必要な事項は、昭和二十六年

八月三十一日までは、命令でこれを定める。

2 國民医療法に基く保健婦規則（昭和二十年厚生省令第二十号、以下旧保健婦規則という。）及び同法に基く助産婦規則（明治三十二年勅令第三百四十五号、以下旧助産婦規則という。）は、昭和二十六年八月三十一日までは、これを前項の規定に基く命令とみなす。

3 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許を受けないで保健婦の名称を用いて保健婦の業務をなし、又は登録を受けないで助産婦の業務をした者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

4 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、保健婦若しくは助産婦の業務上の義務を怠つた者又は業務停止中の看護婦であつてその業務をしたものは、これを五百円以下の罰金に処する。

5 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許、登録又は届出に關する必要な手続を怠つた者は、これを五百円以下の罰金に処する。

第五十一條 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第二十九條の規定にかかわらず、保健婦の名称を用いて第二條に規定する業をなすことができる。

2 前項の者については、この法律中保健婦に關する規定を準用する。

3 第一項の者は、第十九條の規定にかかわらず、保健婦國家試験を受けることができる。

第五十二條 旧助産婦規則により助産婦名簿に登録を受けた者は、第三十條の規定にかかわらず、第三條に規定する業をなすことができる。

2 前項の者については、この法律中助産婦に關する規定（第三十一條第二項の規定を除く。）を準用する。

3 第一項の者は、第十九條の規定にかかわらず、助産婦國家試験を受けることができる。

5 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許を受けないで看護婦の業務をした者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

4 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、看護婦の業務上の義務を怠つた者又は業務停止中の看護婦であつてその業務をしたものは、これを五千円以下の罰金に処する。

5 第一項の規定に基く命令の規定に違反し、免許、登録又は届出に關する必要な手続を怠つた者は、これを五百円以下の罰金に処する。

第五十三條 旧看護婦規則により都道府縣知事の看護婦免許を受けた者は、第三十一條の規定にかかわらず、看護婦の名称を用いて、第五條に規定する業をなすことができる。

2 前項の者については、その従事することのできる業務の範囲以外の事項に関しては、この法律のうち乙種看護婦に関する規定を準用する。但し、就業乙種看護婦名簿は就業看護婦名簿と、乙種看護婦業務従事証は看護婦業務従事証と読み替へるものとする。

3 第一項の者は、第二十一條の規定にかかわらず甲種看護婦國家試験を受けることができる。

第五十四條 昭和二十六年九月一日において現に、旧保健婦規則第三條第一号若しくは第二号に該当する者、旧保健婦規則第三條第一号の養成所において修業中であつて、引き続き修業し卒業するに至つた者又は昭和二十六年九月一日以後に旧保健婦規則第三條第二号に該当するに至つた者は、当分のうち、なお旧保健婦規則により都道府縣知事の免許を受けることができる。

第五十五條 昭和二十六年九月一日において現に、旧助産婦規則第一條の二第二号の学校又は講習所において修業中であつて、引き続き修業し卒業するに至つた者は、当分のうち、なお旧助産婦規則により助産婦名簿に登録を受けることができる。

第五十六條 昭和二十五年九月一日において現に、旧看護婦規則第五條に該当する者又は看護の學術を修業中の者は、昭和二十六年八月三十一日まで、なお旧看護婦規則による看護婦試験を受けることができる。

2 昭和二十五年九月一日において現に、旧看護婦規則第二條各号に該当する者、旧看護婦規則第二條第二号の学校又は講習所において修業中であつて、昭和二十六年三月三十一日まで卒業するに至つた者又は昭和二十五年九月一日以後旧看護婦規則第二條第一号に該当するに至つた者は、当分のうち、なお旧看護婦規則により都道府縣知事の免許を受けることができる。

第五十七條 旧保健婦規則、旧助産婦規則又は旧看護婦規則によつてなした業務停止の処分は、この法律の相当規定によつてなしたものとみなす。この場合において停止の期間は、なお従前の例による。

第五十八條 旧助産婦規則第十九條により都道府縣知事の免許を受けた者については、なお従前の例による。

第五十九條 旧看護婦規則による看護婦については、なお従前の例による。

第六十條 男子である看護人については、この法律中看護婦に関する規定を準用する。

2 旧看護婦規則による看護人については、第五十三條及び第五十六條の規定を準用する。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

歯科衛生士法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十三年六月二十八日

衆議院議長 松岡 駒吉  
参議院議長 松平 恒雄殿

歯科衛生士法案  
第一条 この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もつて歯科疾患の予防及び口くろ衛生の向上を図ることを目的とする。

第二条 この法律において歯科衛生士とは、都道府縣知事の免許を受け、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。）の直接の指導の下に、歯牙及び口くろの疾患の予防処置として左に掲げる行爲を行つたことを業とする者をいう。

一 歯牙露出面及び正常な歯ぐきの遊離線下の附着物及び沈着物機械的操作によつて除去すること。

二 歯牙及び口くろに対して建物等を發布すること。

第三条 歯科衛生士にならうとする者は、歯科衛生士試験（以下試験という。）に合格し、都道府縣知事の歯科衛生士免許（以下免許という。）を受けなければならない。

第四条 つんば、おし又は盲の者には、免許を與えない。

第五條 左の各号の一に該当する者には、免許を與えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者  
二 前号に該当する者を除く外、歯科衛生士の業務に関し犯罪又は不正の行爲があつた者

三 業行が著しく不良である者  
四 精神病者、麻薬若しくは大麻の中毒者又は傳染性の疾病にかかつてゐる者

第六條 都道府縣に歯科衛生士籍を備え、免許に関する事項を登録する。

第七條 免許は、歯科衛生士籍に登録することによつて、これをなす。

2 都道府縣知事は、免許を與えたときは、歯科衛生士籍に登録し、歯科衛生士免許証（以下免許証という。）を交付する。

3 歯科衛生士は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所及び業務に従事する者については、その場所、その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までにその住所地の都道府縣知事に届け出なければならない。

第八條 歯科衛生士が、第四條の規定に該当するときは、都道府縣知事は、その免許を取り消す。

2 歯科衛生士が、第五條各号の一に該当し、又は歯科衛生士としての品位を損するような行爲のあつたときは、都道府縣知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

3 前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおあり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を與えることができる。この場合においては、第七條第一項又は第二項の規定を準用する。

4 第一項又は第二項に規定する処分がなされるに當つては、当該処分を受ける者に、都道府縣知事の指定した吏員その他の者に対して弁明する機会が與えられなければならない。この場合においては、都道府縣知事は、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

5 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

6 弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、且つ、処分の決定について都道府縣知事に意見を述べなければならない。

第九條 この法律に規定するものの外、免許の申請、歯科衛生士籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住所の届出に関する事項は、省令でこれを定める。

第十條 試験は、歯科衛生士として必要な知識及び技能について、これを行う。

第十一條 試験は、厚生大臣が、毎年少くとも一回これを行う。

2 厚生大臣は、試験に関する事務

の全部又は一部を、都道府縣知事に委任することができる。

3 厚生大臣は、齒科醫師國家試験委員に、前項の規定によつて都道府縣知事に委任した事項を除く外、試験問題の作製、採点その他試験の施行に關して必要な事務を掌らせるものとする。

第十二條 試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部大臣の指定した齒科衛生士学校を卒業した者  
二 厚生大臣の指定した齒科衛生士養成所を卒業した者  
三 外國の齒科衛生士学校を卒業し、又は外國において齒科衛生士免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの。

第十三條 齒科衛生士でなければ、第二條に規定する業をしてはならない。但し、齒科醫師法（昭和二十三年法律第 号）の規定に基いてなす場合は、この限りでない。

第十四條 この法律に規定するもの外、学校又は養成所の指定に關して必要な事項並びに試験科目、受験手續及び合格証書に關して必要な事は、省令でこれを定める。

第十五條 第十三條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第十六條 業務停止中の齒科衛生士であつてその業務をなした者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第十七條 第七條第三項の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

附則  
この法律は、齒科醫師法施行の日から、これを施行する。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

齒科醫師法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月二十八日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長 松平恒雄

齒科醫師法案

第一章 總則

第一條 齒科醫師は、齒科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄與し、もつて國民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免許

第二條 齒科醫師にならうとする者は、齒科醫師國家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならぬ。

第三條 未成年者、禁治産者、準禁治産者、つんぼ、おし又は盲の者には、免許を與えない。

第四條 左の各号の一に該当する者には、免許を與えないことがあ

る。

一 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

二 罰金以上の刑に処せられた者  
三 前号に該当する者を除く外、医事に關し犯罪又は不正の行爲のあつた者

第五條 厚生省に齒科医籍を備え、齒科醫師免許に關する事項を登録する。

第六條 免許は、齒科医籍に登録することによつて、これをなす。

2 厚生大臣は、免許を與えたときは、齒科醫師免許証を交付する。

3 齒科醫師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所齒科医業に従事する者について、その場所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その住所の都道府縣知事を經由して厚生大臣に届け出なければならぬ。

第七條 齒科醫師が、第三條に該当するときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

2 齒科醫師が第四條各号の一に該当し、又は齒科醫師としての品位を損するような行爲のあつたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて齒科医業の停止を命ずることができる。

3 前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおあり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を與えることができる。この場合においては、第六條第一項及び第二項の規定を準用する。

4 厚生大臣は、前三項に規定する処分をなすに當つては、あらかじめ

め医道審議會の意見を聽かなければならない。

5 第一項又は第二項に規定する処分がなされるに當つては、当該処分を受ける者に、厚生大臣又は都道府縣知事の指定した官吏若しくは吏員又は医道審議會の委員に對して弁明する機会が與えられなければならない。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、当該処分を受ける者に對し、あらかじめ、書面を以て、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

6 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 弁明と聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存すると共に、報告書を作成し、且つ、処分の決定について厚生大臣に意見を述べなければならない。

第八條 この章に決定するものの外、免許の申請、齒科医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住所の届出に關しては、省令でこれを定める。

第三章 試験

第九條 齒科醫師國家試験は、臨床に必要なる齒科医学及び口くう衛生に關して、齒科醫師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第十條 齒科醫師國家試験及び齒科醫師國家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生大臣が、これを

第十一條 齒科醫師國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができる。

一 文部大臣の認定した大学において正規の齒学の課程を修めて卒業した者

二 齒科醫師國家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び口くう衛生に關する実地修練を修めたもの。

三 外國の齒科医学校を卒業し、又は外國で齒科醫師免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、適當と認定した

もの。

第十二條 齒科醫師國家試験予備試験は、外國の齒科医学校を卒業し、又は外國で齒科醫師免許を得た者のうち、前條第三号は該当しない者であつて、厚生大臣が適當と認定したものでなければ、これを受けることができない。

第十三條 禁治産者、つんぼ、おし及び盲の者は、齒科醫師國家試験及び齒科醫師國家試験予備試験を受けることができない。

第十四條 左に掲げる者については、齒科醫師國家試験及び齒科醫師國家試験予備試験を受けさせないことがある。

一 準禁治産者  
二 第四條各号の一に該当する者  
第十五條 齒科醫師國家試験又は齒科醫師國家試験予備試験に關して不正の行爲があつた場合には、当該

不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第十六條 この章に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他試験に關して必要な事項及び実地修練に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

第四章 業務

第十七條 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

第十八條 歯科医師でなければ、歯科医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十九條 診療に従事する歯科医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療をなした歯科医師は、診断書の交付の求があつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

3 歯科医師は、死亡診断書を交付してはならない。

第二十條 歯科医師は、自ら診察しないで治療をし、又は診断書若しくは処方せんを交付してはならない。

第二十一條 歯科医師は、患者から薬剤の交付に代えて処方せんの求があつた場合は、これを交付しなければならぬ。但し、その診療上特に支障があるときは、この限りでない。

第二十二條 歯科医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

第二十三條 歯科医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に關する事項を診療録に記載しなければならない。

2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する歯科医師のした診療に關するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に關するものは、その歯科医師において、五年間これを保存しなければならない。

第五章 審議会及び委員

第二十四條 厚生大臣の諮問に應じて歯科医師國家試験に關する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験審議会を置く。

第二十五條 歯科医師國家試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験委員を置く。

第二十六條 厚生大臣の諮問に應じて第十一條の規定による実地修練に關する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師実地修練審議会を置く。

第二十七條 歯科医師國家試験予備試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する歯科醫師國家試験予備試験委員を置く。

第二十八條 歯科醫師國家試験委員、歯科醫師國家試験予備試験委員その他歯科醫師國家試験又は歯科醫師國家試験予備試験に關する事務を掌る者は、その事務の施行に當つて厳正を保持し、不正の行爲のないようにしなければならない。

第六章 罰則

第二十九條 左の各号の一に該當する者は、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

一 第十七條の規定に違反した者  
二 虚偽又は不正の事実を基いて歯科医師免許を受けた者

2 前項第一号の罪を犯した者が、歯科医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十條 左の各号の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項の規定による停止命令に違反した者  
二 第二十八條の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

第三十一條 第六條第三項、第十八條、第二十條、第二十一條又は第二十三條の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

附則

第三十二條 この法律は、医師法昭和二十三年法律第 号（施行の日から、これを施行する。

第三十三條 國民医療法（昭和十七

年法律第七十号、以下旧法といふ。）又は歯科医師法（明治三十九年法律第四十八号、以下旧歯科医師法といふ。）によつて歯科医師免許を受けた者は、これをこの法律によつて歯科医師免許を受けた者とみなす。

2 旧歯科医師法施行前歯科医師開業免状を得た者のする歯科医業については、なお従前の例による。

3 昭和二十年八月十五日以前に、朝鮮總督、台灣總督、樺太廳長、南洋廳長官若しくは滿洲國駐劄特命全權大使又は滿洲國の歯科医師免許を受けた日本國民に對する歯科医師免許及び試験については、この法律施行の日から五年間、なお従前の例によることのできる。

第三十四條 旧法第八條第二項の規定により許可を受け、又は國民医療法施行規則（昭和十七年厚生省令第四十八号）第七十二條の規定により許可を受けた者とみなされ、歯科医業中充てん、補てつ及び矯正の技術に屬する行為をなすことのできる医師のする歯科医業については、なお従前の例による。

2 前項に規定する医師は、第六條第三項、第七條第二項（免許の取消に關する事項を除く）、第十七條及び第十九條から第二十三條までの規定の適用については、これを歯科医師とみなす。

第三十五條 旧法第八條第二項の規定により許可を受け、歯科専門を標ぼうすることのできる医師は、この法律施行の後、なお従前の例

により歯科専門を標ぼうすることのできる。

第三十六條 この法律施行の際、齒学の課程を設ける学校において二年以上専ら齒学を修業し、又は現に修業中である医師は、この法律施行の後、なお従前の例により厚生大臣の許可を受けて歯科専門を標ぼうし、又は歯科医業中充てん、補てつ及び矯正の技術に屬する行為をすることができ、

2 前項の規定により厚生大臣の許可を受けて歯科医業中充てん、補てつ及び矯正の技術に屬する行為をすることができ、

第三十七條 旧法又は旧歯科医師法による歯科医業の登録は、これをこの法律による歯科医業の登録とみなす。

第三十八條 旧法又は旧歯科医師法によつてした歯科医師免許の取消の処分又は歯科医業の停止の処分は、これをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。この場合において停止の期間は、なお従前の例による。

第三十九條 旧歯科医師法若しくはこれに基いて發する命令に違反した者又は右の命令に基いてした処分を違反した者の処罰については、なお従前の例による。

第四十條 旧法の規定により作成された歯科医師又は第三十四條第一項に規定する者の診療録は、これを第二十三條の診療録とみなす。

第四十一條 この法律施行の際従前

の規定によつて齒科醫師國家試験予備試験の受験資格を有する者は、第十二條の規定にかかわらず、齒科醫師國家試験予備試験を受けることができる。

第四十二條 國民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第四百二二号）附則第二項の規定に該当する者は、第二條の規定にかかわらず、齒科醫師免許を受けることができる。

第四十三條 國民医療法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十二年勅令第三百三十七号）附則第二項の規定に該当する者は、第十一條の規定にかかわらず、齒科醫師國家試験を受けることができる。

第四十四條 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第十一條第一号の大学とみなす。

〔審査報告書及び少数意見報告書は都合により第六十号附録に掲げ〕

医療法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて國會法第八十三條により送付する。  
昭和二十三年六月二十八日

衆議院議長 松岡 駒吉  
参議院議長 松平 恒雄

### 医療法案

#### 医療法

##### 第一章 総則

第一條 この法律において、「病院」とは、医師又は齒科医師が、公衆又は特定多数人のため医療又は齒科医療をなす場所であつて、患者二十人以上の收容施設を有するものをいふ。病院は、傷病者が、科学的で且つ適正な診療を受けることができる便宜を興えることを主たる目的として組織され、且つ、運営されるものでなければならぬ。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は齒科医師が、公衆又は特定多数人のため医療又は齒科医療をなす場所であつて、患者の收容施設を有しないもの又は患者十九人以下の收容施設を有するものをいふ。

第二條 この法律において、「助産所」とは、助産婦が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所においてなすものを除く）をなす場所をいふ。

2 助産所は、妊婦、産婦又は、よく、婦人以上の收容施設を有してはならない。

第三條 疾病の治療（助産を含む）をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診療所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。

2 診療所は、これに病院、病院分院、産院その他病院に紛らわしい名称を付けてはならない。

3 助産所でないものは、これに助産所その他助産婦がその業務をなす場所に紛らわしい名称を付けてはならない。

第四條 病院であつて、患者百人以上の收容施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含み、且つ、第二十二條各号に規定する施設を有するものは、その所在地の都道府縣知事の承認を得て総合病院と称することができる。

2 総合病院でないものは、これは総合病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

第五條 公衆又は特定多数人のため往診のみによつて診療に従事する医師若しくは齒科医師又は出張のみによつてその業務に従事する助産婦については、それぞれその住所をもつて診療所又は助産所とみなし、第八條、第九條及び第三十九條又は第四十二條の規定を適用する。

第六條 國の開設する病院、診療所及び助産所に關しては、この法律の規定の適用について、政令で特別の定をすることができる。

第二章 病院、診療所及び助産所

第七條 病院を開設しようとするとき、医師及び齒科医師でないものが診療所を開設しようとするとき、又は助産婦でないものが助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2 營利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の許可は、これを與えないことがある。

第八條 医師、齒科医師又は助産婦が診療所又は助産所を開設したときは、開設後十日以内に、診療所又は助産所所在地の都道府縣知事に届け出なければならない。

第九條 病院、診療所又は助産所の開設者が、その病院、診療所又は助産所を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府縣知事に届け出なければならない。休止したときも同様である。

2 病院、診療所又は助産所の開設者が死亡し、又は失そのの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡又は失そのの届出義務者は、十日以内に、その旨をその所在地の都道府縣知事に届け出なければならない。

第十條 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医療をなすものである場合は医師に、齒科医療をなすものである場合は齒科医師に、これを管理させなければならない。

2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医療及び齒科医療を併せ行つものである場合は、それが主として医療を行うものであるときは医師に、主として齒科医療を行うものであるときは齒科医師に、これを管理させなければならない。

第十一條 助産所の開設者は、助産婦に、これを管理させなければならない。

第十二條 病院、診療所又は助産所の開設者か、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。但し、病院、診療所又は助産所所在地の都道府縣知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させて差支ない。

2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、齒科医師又は助産婦は、その病院、診療所又は助産所所在地の都道府縣知事の許可を受けた場合を除く外、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。

第十三條 診療所の管理者は、同一の患者を、四十八時間を超えて收容してはならない。但し、臨時應急の処置を施した患者であつて四十八時間以内に移送することが著しく困難であるものについては、この限りでない。

2 前項但書の規定によつて、四十八時間を超えて患者を收容した場合は、当該診療所の管理者は、遅滞なく、その診療所所在地を管轄する保健所の長にその旨を届け出なければならない。

容するときは、この限りでない。

2 前項但書の規定によつて同時に十人以上の妊婦、産婦又はじよく婦を收容した場合には、当該助産所の管理者は、遅滞なく、その助産所所在地を管轄する保健所の長にその旨を届け出なければならない。

第十五條 病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならない。

2 助産所の管理者は、助産所に勤務する助産婦その他の従業者を監督し、その業務遂行に遺憾のないよう必要な注意をしなければならない。

第十六條 医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。但し、病院に勤務する医師が、その病院に隣接した場所に居住する場合において、病院所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第十七條 前四條に定めるものの外、病院、診療所又は助産所の管理者が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理並びに患者、妊婦、産婦及びじよく婦の收容につき遵守すべき事項については、省令でこれを定める。

第十八條 病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所にあつては、開設者は、専属の薬剤師を置かなければならない。但し、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許

可を受けなければならない。

第十九條 助産所の開設者は、嘱託医師を定めて置かなければならない。

第二十條 病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

第二十一條 病院は、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる人員及び施設を有し、且つ、記録を備えて置かなければならない。

- 一 省令を以て定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者
- 二 各科専門の診察室
- 三 手術室
- 四 処置室
- 五 臨床検査施設
- 六 エックス線装置
- 七 調剤所
- 八 消毒施設
- 九 給食施設
- 十 給水施設
- 十一 暖房施設
- 十二 洗たく施設
- 十三 汚物処理施設
- 十四 診療に関する諸記録
- 十五 その他省令をもつて定める施設

2 前項第一号又は第十五号の規定に基く省令の規定によつて定められた人員又は施設を有し無い者については、政令で五千円以下の罰金の刑を科する旨の規定を設けることができる。

第二十二條 総合病院は、前條に定めるものの外、左の各号に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 化学、細菌及び病理の検査施設
- 二 病理解剖室
- 三 研究室
- 四 講義室
- 五 図書室
- 六 その他省令をもつて定める施設

2 前項第六号の規定に基く省令の規定によつて定められた施設を有し無い者については、政令で五千円以下の罰金の刑を科する旨の規定を設けることができる。

第二十三條 前二條に定めるものの外、病院、診療所又は助産所の構造設備について、換氣、採光、照明、防濕、保安、避難及び清潔その他衛生上遺憾のないように必要な基準を省令で定める。

2 前項の規定に基く省令の規定に違反した者については、政令で五千円以下の罰金の刑を科する旨の規定を設けることができる。

第二十四條 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所が清潔を欠くとき、又はその構造設備が第二十一條若しくは第二十二條の規定に若しくは前條に基く省令の規定に違反し、若しくは衛生上有害若しくは保安上危険と認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずることができる。

第二十五條 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該官吏若しくは吏員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする当該官吏又は吏員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第二十六條 前條第一項に規定する当該官吏又は吏員の職務を行わせるために、國及び都道府県に医療監視員を置く。

2 医療監視員は、官吏又は都道府県知事の吏員のうちから、厚生大臣又は都道府県知事がこれを命ずる。

3 前二項に定めるものの外、医療監視員に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第二十七條 病院、又は收容施設を有する診療所若しくは助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

第二十八條 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所の管理者に、犯罪若しくは医事に関する不正行為があり、又はその者が管理をなすのに適しないと認めるときは、開設者に対し、その変更を命ずることができる。

第二十九條 都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合において

は、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

一 開設の許可を受けた後正當の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。

二 開設者が第二十四條又は前條の規定に基く命令に違反したとき。

三 開設者に犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。

2 都道府県知事は、総合病院が第四條第一項に掲げる要件を欠くに至つたときは、その承認を取消すことができる。

第三十條 第二十四條、第二十八條又は前條に規定する処分がなされるに當つては、当該処分を受ける者に、都道府県知事の指定した吏員又は其の他の者に對して弁明する機会が與えられなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分を受ける者に對し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

3 弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、且つ、処分の決定について都道府県知事に意

見を述べなければならぬ。  
都道府縣知事は、衛生上又は保安上緊急の必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、直ちに当該処分をなすことができる。この場合においては、当該処分をなした後三日以内に、当該処分を受けた者に対し弁明の機会が與えられなければならない。

### 第三章 公的医療機関

第三十一條 この章において、「公的医療機関」とは、都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいふ。

第三十二條 厚生大臣又は都道府縣知事の諮問に應じて、医療機関の整備に関する重要事項を調査審議させるために、厚生省及び各都道府縣に、厚生大臣又は都道府縣知事の監督に属する医療機関整備審議会を設く。

構成、委員の任期、議決方法その他都道府縣に設けられる医療機関整備審議会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十三條 國庫は医療の普及をはかるため特に必要があると認めるときは、都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、その開設する公的医療機関について、予算の定める範囲内においてその設置に要する費用の一部を補助することができる。

第三十四條 厚生大臣は、医療の普及をはかるため特に必要があると認めるときは、医療機関整備審議会の見解を聴いた上、前條に規定

する者に対し、公的医療機関の設置を命ずることが出来る。  
前項の場合においては、國庫は、予算の定める範囲内において、その設置に要する費用の一部を補助する。

第三十五條 厚生大臣又は都道府縣知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、左の事項を命ずることが出来る。  
一 当該病院又は診療所の医療業務に差支ない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該公的医療機関に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させること。

二 医師法（昭和二十三年法律第...）第十一條又は歯科医師法（昭和二十三年法律第...）第十一條の規定による実地修練を行わせるのに必要な條件を整備すること。  
三 前項各号に掲げる事項の外、厚生大臣又は都道府縣知事は、公的医療機関の開設者に対して、その運営に關し必要な指示をすることが出来る。

第三十六條 都道府縣知事の諮問に應じて、公的医療機関の運営に關する重要事項を調査審議させるために、都道府縣知事の監督に属する公的医療機関運営審議会を置く。

構成、委員の任期、議決の方法その他公的医療機関運営審議会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十七條 厚生大臣は、公的医療機関の開設者が請求することのできる診療の報酬に關し必要な規定をなすことができる。

第三十八條 厚生大臣の諮問に應じて、前條に規定する診療の報酬に關する事項を審議させるために、厚生大臣の監督に属する診療報酬審議会を置く。

### 第四章 医療、齒科医療又は助産婦の業務等の廣告

第三十九條 医療若しくは齒科医療又は病院若しくは診療所に關しては、文書その他如何なる方法によるを問はず、何人も左に掲げる事項を除く外、これを廣告してはならない。  
一 医師又は齒科医師である旨  
二 第四十條第一項の規定による診療科名  
三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項  
四 診療に従事する医師又は齒科医師の氏名  
五 診療日又は診療時間  
六 入院設備の有無  
七 その他都道府縣知事の許可を受けた事項

前項第四号に掲げる事項を廣告するに當つては、その医師又は齒科医師が、常時診療に従事しない者である場合には、その医師又は齒科医師の診療日及び診療時間を併せて廣告しなければならない。  
第一項各号に掲げる事項を廣告するに當つても、医師又は齒科医師の技能、治療方法、経歴、又は学位に關する事項にわたつてはならない。

第四十條 前條第一項第二号の規定による診療科名は左に掲げるものとする。  
一 医療については内科、精神科、小兒科、外科、整形外科、皮膚泌尿科（又は皮膚科、泌尿器科）、産婦人科（又は産科、婦人科）、眼科、耳鼻いんご科、理学診療科（又は放射線科）  
二 齒科医療については齒科  
三 前二号以外の診療科名であつて当該診療に従事する医師又は齒科医師に關して厚生大臣の許可を受けたもの  
厚生大臣は、前項第三号の規定による許可をなすに當つては、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならない。

第一項第三号の規定による診療科名を廣告するときは、当該診療科名につき許可を受けた医師又は齒科医師の氏名を、併せて廣告しなければならない。  
第四十一條 助産婦の業務又は助産所に關しては、文書その他如何なる方法によるを問はず、何人も左に掲げる事項を除く外、これを廣告してはならない。  
一 助産婦である旨  
二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項  
三 業務に従事する助産婦の氏名  
四 就業の日時  
五 收容施設の有無  
六 その他都道府縣知事の許可を受けた事項

前項第三号に掲げる事項を廣告するに當つては、その助産婦が、その助産所において常時業務に従事する者でない場合には、その業務に従事する日時を併せて廣告しなければならない。

第一項各号に掲げる事項を廣告するに當つても、助産婦の技能又は経歴に關する事項にわたつてはならない。

### 第五章 罰則

第四十二條 左の各号の一に該當する者は、これを六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。  
一 第七條第一項、第三十九條、第四十條第三項又は第四十一條の規定に違反した者  
二 第四十條の規定に違反した者  
三 第二十四條、第二十八條又は第二十九條の規定に基く命令又は処分違反した者  
第四十三條 当該官吏若しくは吏員又はその職にあつた者が、故なく第二十五條の規定による診療録又は助産録の検査に關し知得した医師、齒科医師又は助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

職務上前項の秘密を知得した他の公務員又は公務員であつた者が、故なくその秘密を漏らしたときも、前項と同様である。

第四十四條 左の各号の一に該當する者は、これを五千円以下の罰金に処する。  
一 第三條、第四條第二項、第八

官報号外 昭和二十三年七月二日 參議院會議録第五十七号 医師法案外四件

條から第十三條まで、第十六條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十二條から第二十四條まで、第二十七條の規定に違反した者

二 第二十五條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第四十二條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附則

第四十六條 この法律は、医師法施行の日から、これを施行する。

第四十七條 國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法という。）第二十一條の規定により開設の許可を受け、又は國民医療法施行規則（昭和十七年厚生省令第四十八号、以下旧規則という。）第七十四條の規定により許可を受けたとみなされた診療所又は患者二十人以上の收容施設を有する病院であつて、この法律施行の際現に存するものは、これを第七條又は第八條の規定により病院又は診療所の開設の許可を受け、又は診療所の開設の届出をしたものとみなす。

2 旧法第二十一條の規定により開設の許可を受け、又は旧規則第七

十四條の規定により許可を受けたとみなされた患者十九人以下の收容施設を有する病院であつて、この法律施行の際現に存するものは、これを第七條又は第八條の規定により診療所の開設の許可を受け、又は開設の届出をしたものとみなす。但し、この法律施行の日から六月間は、第三條第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

3 前二項に該当する病院又は診療所の構造設備については、この法律施行の日から三年間は、なお旧法の規定によることができる。但し、構造設備に重大な変更を加える必要がある場合において、その病院又は診療所所在地の都道府縣知事の許可を受けたときは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

4 第一項又は第二項の規定により診療所の開設の許可を受け、又は届出をしたとみなされたものについては、この法律施行の日から三年間は、第十三條の規定によらないことができる。但し、病院の普及が充分でない地域にある診療所について、その所在地の都道府縣知事の許可を受けたときは、さらに二年間、第十三條の規定によらないことができる。

第四十八條 この法律施行の際現に存する医薬、齒科医業者若しくは助産婦の業務又は病院若しくは診療所に關する廣告であつて、第三十九條、第四十條第三項又は第四十一條の規定に違反するものについて

は、この法律施行の日から六月間は、なお旧法の規定によることのできる。

第四十九條 この法律の規定による助産所に該当するものであつて、この法律施行の際現に存するものについては、この法律施行の日から六月間は、なおこの法律の規定によらないことができる。

2 前項の規定に該当する助産所であつて、この法律施行の日から六月以内に、第七條又は第八條の規定により助産所の開設の許可を受け、又は開設の届出をしたものの構造設備については、この法律施行の日から二年間は、なおこの法律の規定によらないことができる。

第五十條 旧規則第四十五條第一項但書、第二項、若しくは第五十一條但書の規定によつて都道府縣知事の許可を受けた者又は旧規則第七十五條の規定によつて許可を受けたとみなされた者は、第十二條第一項但書若しくは第二項又は第十八條但書の規定によつて許可を受けた者とみなす。

2 旧規則第三十六條第一項第一号の規定によつて厚生大臣の許可を受けた者は、これを第四十條第一項第三号の規定によつて許可を受けたものとみなす。

第五十一條 この法律施行前から引き続き休止をしている病院又は診療所については、旧法の規定による休止の届出は、これをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。

第五十二條 この法律施行前死亡し、又は失せ、の宣告を受けた病院又は診療所の開設者がある場合において、この法律施行の日までに旧規則第四十三條第二項の規定による届出をなさず、且つ、届出期間の満了していないものについては、なお従前の規定により、これを届け出なければならぬ。

第五十三條 旧規則第五十七條又は第五十八條の規定によつて都道府縣知事がなし、又は旧規則第八十條の規定によつてなしたものとみなされた処分は、これをこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。

〔塚本重藏君發、拍手〕

○塚本重藏君 只今上程されました医師法案、齒科医師法案、保健婦助産婦看護婦法案、医療法案及び齒科衛生士法案の厚生委員会における審議について、一括してその経過並びに結果を御報告申し上げます。

以上のうち医師法案、齒科医師法案、保健婦助産婦看護婦法案及び医療法案はいずれも臨時中の立法である國民医療法を基礎とし、それらに獨立の法律としたものであります。その内容は次の通りであります。

一、医療法案及び齒科医師法案は医師、齒科医師の身分法ともいふべきものであります。その業務内容の異なるに従つて別個の法律としたのであります。一面又この両者は密接な關係があり、従つて両法案の内容は大体においてその趣を一にして、医師及び齒科医師の職分、免許、試験、業務等を規定しております。その内容は概ね現

行の規定を踏襲してありまして、これと異なる点は、免許の取消、業務の停止等の手続を民主的にしたこと、医師が齒科医業を行うことを禁止したこと、処方箋の交付について若干の修正を加えたこと等であります。

第二に、保健婦助産婦看護婦法案の内容は、昨年七月政令第百二十四号保健婦助産婦看護婦令と殆んど同様であります。この政令は現行の省令である保健婦規則、助産婦規則及び看護婦規則とは相当異つた兩面的なものでありまして、その最も重要な点は、これらの免許を受ける資格を相当高め、原則として、いずれも大学程度の学校又は講習所を卒業し、更に國家試験に合格した者に厚生大臣が免許を與えるようになつておるのであります。但し看護婦につきましては、一挙に資格を高めるときには、必要数を充し得ない處がありますので、これを甲種と乙種の二種を設け、大学程度の教育を要する甲種看護婦の外に、新制中学校卒業後二年の教育による乙種看護婦を併置し、その業務について若干の制限を加えておるのであります。

第三、医療法は、医療関係者の身分的事項を除いたその他の医療に關する事項を内容としておるのであります。診療所の敷設を引上げて二十床以上としたこと、診療所には原則として四十八時間以上患者を收容することを禁じたこと、助産婦の管理する助産に關する施設はこれを助産所とし、收容人員をも制限したこと、新たに綜合病院の制度を設けまして、公的医療機関の整備に關する規定を設けたこと、並びに廣告に關する取締規定を明確にしたこと

と等その主要なる内容としておるの  
であります。

第四に、齒科衛生士法案は、我が國に  
おいては全く新しいものであります  
が、我が國は比較的齒科疾患が多く、  
而もこの予防を行うためには、現在の  
齒科医師の数は余りにも少数でありま  
するので、この欠陥を補うために、齒  
科医師の指導の下に専ら予防処置を行  
うことを業とする者として齒科衛生  
士の制度を設けようとするものであり  
まして、齒科衛生士の試験、免許、登  
録等の身分に関する事項及びその業務  
に関する事項を法案の内容としたして  
おるのであります。

以上の五つの法案は六月二十二日  
本委員会に予備審査付託となりまし  
て、六月の二十四日、三十日の両日に  
亘つてこれを一括して審議に入つたの  
であります。その審議におきます質  
疑應答の主なるものを二申上げます  
るならば、第十九條の醫師の應診義務  
規定にこの罰則のないのはどうい  
うわけであるか、應診の義務を規定し  
ておきながら、その義務を履行しない者  
に対する罰則規定があつてよいので  
はないか、この間に對しまして、  
政府は、醫師の應診義務について  
は醫師の自覚に待つことを適當とし  
たのであつて、たゞ、違反者があつた  
場合には行政処分によつてこれを取締  
りたいという答弁がございました。又  
第二十二條の処方箋交付に関する規定  
が、現行法と表現の異つてゐる理由はど  
うであるか。これに對して処方箋につ  
いては、これを求められた場合には交  
付することを原則とする趣意をこれに  
よつて明らかにしたのである。更に処

方箋は無料で発行すべきではないかと  
の間に對しまして、純理論的には技術  
料として有料であるべきであると思  
うが、その適正な價格等については、尙  
十分に検討して決定したいとの答弁が  
ありました。

更に齒科醫師法案について、齒科醫  
師が死亡診断書を交付し得ない理由  
は、どういふわけであるかとの間に對し  
て、政府は、齒科醫師の業務は一部に  
限定されており、死亡という全身的  
症状に對して的確な判断を下すことが  
不適当だからである。又助産婦保健婦  
看護婦法案については、助産婦の教育  
程度をこのように引上げると却つて數  
の不足を來しはしないかという間に對  
しまして、未だ若干の猶予期間もあり  
ます。その間に十分この法律の趣  
旨の徹底をせしめて、その人を得るこ  
とに努めたいとの答へがありました。

又看護婦に二種を設けた理由は如何と  
の間に對して、甲種看護婦一本にする  
のが理想ではあるが、日本の現状にお  
いてはにわかにな多数を得ることは期待  
し得ないので、乙種看護婦の制度を併  
置したのであるとの答弁が、ありまし  
た。

更に又医療法案につきましても、第  
一條第二項の療養所の定義と第十三條  
の診療所收容制限との關係は如何。こ  
れに對しまして、第一條の定義は、病  
院と診療所の定義を區別するために一  
應病床數で分けたのであつて、兩者の  
本質的な相違はむしろその内容にあ  
る。診療所では原則として長期に入院  
を要する者は取扱われない建前で第十  
三條の規定を設けたのであると答へられ  
ました。又病院の規格が嚴格に過ぎ

て、却つて医療機關を減少させるよう  
な慮はないかとの間に對しまして、そ  
のようなことのないように運営におい  
て十分注意して行きたい。

更に又齒科衛生士法案について、何  
故にこの法律を早急に設けなければな  
らないのか、その理由が我々には了解  
ができない。これに對しまして政府  
は、國民に齒科疾患が多く、而も齒科醫  
師が少く現状において、この方面の專  
門家を養成することが是非必要であ  
るからである。

以上のような質疑應答があつた後  
討論に入りました。一委員より、  
医療法の規定にある病院、診療所  
の構造設備は、現在の社會情勢から見  
て困難であるので、医療の圧迫になら  
ないよう注意し善処されたいとの希  
望があり、又診療所における四十八時  
間以上の收容禁止については、將來の  
問題として尙十分検討の余地があるか  
ら、十分この点を考慮せられなければ  
ならない等の希望が附せられたのであ  
ります。そして多くの人達が原案に  
賛成の意見を表明せられました。一  
委員より、医療法第十八條の「病院又  
は醫師が常時三人以上勤務する診療所  
にあつては、開設者は、専属の薬剤師を  
置かなければならない。」という規定の  
中に「三人以上」とあるのを「二人以上  
」と改めること並びに醫師法、齒科醫師  
法中の処方箋交付の義務について「毎回」  
処方箋を交付することを明らかにする  
こととの二点の修正案が提出せられま  
した。

かくて採決に入りましたところ、修  
正案は提案者以外に賛成者はなく否決  
せられました。続いて原案について採  
決いたしましたところ、多数を以て原  
案通り可決すべきものと決定した  
次第であります。以上御報告申上げま  
す。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これより採決を  
いたします。五案全部を議題に供しま  
す。五案に賛成の諸君の起立を請いま  
す。

○議員(松平恒雄君) 総員起立と認め  
ます。よつて五案は全会一致を以て可  
決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際日程第一  
一、日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟  
法の應急的措置に関する法律の一部を  
改正する法律案、日程第一二、民事訴  
訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の  
一部を改正する法律案、日程第一三、  
裁判所職員定員に関する法律の一部  
を改正する法律案(内閣提出、衆議院  
送付)以上三案を一括して議題とする  
ことに御異議ございませんか。

○議員(松平恒雄君) 御異議ないと認  
めます。先ず委員長の報告を求めま  
す。司法委員会理事岡部常君。

〔審査報告書は都合により第六十  
号附録に掲載〕

日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟  
法の應急的措置に関する法律の一  
部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。  
よつて國會法第八十三條により送付  
する。

昭和二十三年六月二十八日  
衆議院議長 松岡 駒吉  
參議院議長 松平恒雄

日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟  
法の應急的措置に関する法律の一  
部を改正する法律案  
日本國憲法の施行に伴う刑事訴  
訟法の應急的措置に関する法律  
の一部を改正する法律  
案  
日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟  
法の應急的措置に関する法律(昭和  
二十二年法律第七十六号)の一部を  
次のように改正する。

附則  
この法律は、公布の日から、これを  
施行する。

〔審査報告書は都合により第六十  
号附録に掲載〕

民事訴訟用印紙法及び商事非訟事  
件印紙法の一部を改正する法律  
案  
右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。  
よつて國會法第八十三條により送付  
する。

昭和二十三年六月二十八日  
衆議院議長 松岡 駒吉  
參議院議長 松平恒雄



類に差別を設けておりますが、この差別も止めまして、ただ簡易裁判所事件については特に当事者の負担を軽減すべきであるという新しい観点から、請求額五千元を限界として印紙額に差等を設けてあります。その印紙額につきましては、物價の騰貴程度と司法制度の特質等を考慮いたしまして、現在の印紙額の二十倍乃至二十五倍程度に止めておるのであります。尙商事非訟事件の印紙額につきましても、同様の理由によりまして適当な増額がなされております。以上がこの法律案の大要であります。

委員会では具さに審査いたしました。誠に適当な改正でありまして、討論を省略し、全会一致可決すべきものと決定した次第であります。

終りに、裁判所職員の増員に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。本改正法案は、地方裁判所における令状関係の事務の増強に伴いまして、その迅速適切な処置をするために、新たに判事補五十五人を増員し、又家事審判所の事務の繁忙に対応いたしました。新たに裁判所事務官を二級官四十八人、三級官二百三十六人増員して、その迅速適正なる処理を図り、更に司法研修所の機構を強化いたしました。その陣容を充実するため研修所教官の定員一級一人、二級五人を一級教官十名と改め、尙三級の裁判所事務官五名を増員することとしたのであります。本改正法案は衆議院で若干の修正を受けたのであります。それは、原案は、昭和二十三年五月、六月分の暫定予算によつて認められたる増員を基本として立案され、その中に

は檢察審査会法案の成立を見越して、同法による増員をも含んでるのであります。同法の成立見込みが現在確定しないことと、昭和二十三年度予算において更に裁判所職員の増員が認められたことによりまして、その点修正せられたものであります。本委員会におきましては、討論を省略いたしまして、全会一致可決した次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際日程第一四、水産廳設置法案内閣提出、衆議院送付、日程第一五、昭和二十一年事業年度の持株会社整理委員会経費收支計算書並びに議受財産に関する財産目録及び收支計算書を一括議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。決算委員会理事中川幸平君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

水産廳設置法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月二十九日  
衆議院議長 松岡 駒吉  
参議院議長 松平恒雄殿  
水産廳設置法案  
水産廳設置法  
(設置)

第一條 政府は、水産業を振興し水産物の増産を図り、もつて経済の興隆と國民生活の安定とに寄與するのために、農林省の外局として水産廳を設置する。

2 水産廳の長は、水産廳長官とする。

(水産廳の所掌事務及び権限)

第二條 水産廳の所掌事務の範囲は左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 水産物及び水産業専用物品の生産、流通、消費及び検査に関する事務を処理すること。漁網網の生産並びに漁船及び漁船用機関の生産及び検査に関するものを除く。

二 水産業の経営の発達、改善及び調整を図ること。

三 水産物の生産、流通その他の業務の発達、改善及び調整に関する協同組合その他の團體に関する事務を処理すること。

四 漁船保険並びに漁船登録規則(昭和二十二年農林省令第五号)による漁船の登録及び依頼検査に関する事務を処理すること。

五 漁船設計並びに漁船用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設

に関する技術の指導監督に関する事務を処理すること。

六 漁港及び船だまりの築造及び修理の指導助成に関する事務を処理すること。

七 氷の生産、流通及び消費並びに冷凍及び冷蔵に関する事務を処理すること。

八 水産廳の所掌事項に関する試験研究、調査及び普及並びに水産講習所に関する事務を処理すること。

九 前各号に掲げるものの外、水産廳の所管行政に属する業務の発達、改善及び調整を図ること。

(内部部局)

第三條 水産廳に左の三部を置く。

漁政部  
生産部  
調査研究部

第四條 漁政部においては、左の事務を掌る。

一 水産業の経営の発達、改善及び調整を図ること。

二 水産に関する協同組合その他水産業團體に関する事務を処理すること。

三 漁業権の附與及び登録並びに漁業の許可に関する事務を処理すること。

四 漁船保険及び漁船再保険特別会計に関する事務並びに漁船の登録及び依頼検査に関する事務を処理すること。

五 漁船設計並びに漁船用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設に関する技術の指導監督に関する

事務を処理すること。

六 漁港及び船だまりの築造及び修理の指導助成に関する事務を処理すること。

七 水産廳の所管に属する事業に関する資金のあつ旋に関する事務を処理すること。

八 水産講習所に関する事務を処理すること。

九 水産廳の所掌に属する人事、会計、庶務その他他部の所掌に属しない事務を処理すること。但し、人事に関しては、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に従つて処理しななければならない。

(生産部)

第五條 生産部においては、左の事務を掌る。

一 沿岸漁業、内水面漁業及び遠洋漁業の指導監督に関する事務を処理すること。

二 水産増殖に関する事務を処理すること。

三 加工水産物の生産の指導監督に関する事務を処理すること。

四 水産物の集荷、配給、消費及び検査に関する事務を処理すること。

五 氷の生産、流通及び消費並びに冷凍及び冷蔵に関する事務を処理すること。

六 燃料油、漁網網その他水産用資材の割當配給に関する事務を処理すること。

七 水産業専用物品の生産、流通、消費及び検査に関する事務を処理すること。(漁網網の生産並



○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず水産廳設置法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 次に昭和二十一年事業年度の特殊会計整理委員会経費收支計算書並びに課受財産に関する財産目録及び收支計算書全部を問題に供します。本件は決算委員長(報告通り)御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 参事をして報告いたさせます。

〔宮坂参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

行政管理廳設置法案可決報告書

○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して行政管理廳設置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。決算委員会理事中川幸平君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

行政管理廳設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

官報号外 昭和二十三年七月二日

参議院会談録第五十七号

議長の報告 参事日程追加の件

行政管理廳設置法案

参事日程変更の件 鹿岡高等裁判所官制支部設置

八〇五

よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和二十三年六月三十日  
衆議院議長 松岡 駒吉  
参議院議長 松平恒雄

行政管理廳設置法案

行政管理廳設置法

(設置)

第一條 この法律により、總理廳の外局として、行政管理廳を設置する。(所掌事務及び権限)

第二條 行政管理廳の所掌事務の範圍は、左の通りとし、その権限の行使は、その範圍内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。  
一 行政制度一般に関する基本的事項を企画すること。  
二 行政機關の機構、定員及び運営の総合調整を行うこと。  
三 行政機關の機構、定員及び運営に関する調査、企画、立案及び勧告を行うこと。  
四 各行政機關の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行うこと。  
五 各行政機關の行政運営に関する監督を行うこと。  
六 所掌事務に関する統計及び資料の収集、整理及び編集を行うこと。

第三條 行政管理廳に長官官房及び左の二部を置く。  
管理部門  
監察部門  
二 長官官房においては、人事、會計及び庶務に関する事務を掌る。但し、人事に関しては、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)に従つて処理しなければならない。  
三 管理部門においては、第二條第一項第一号から第四号まで及び第六号に規定する事務を掌る。  
四 監察部門においては、第二條第一項第五号に規定する事務を掌る。  
五 前四項に定めるものの外、行政管理廳の組織の細目について必要な事項は、長官がこれを定める。(職員)

第四條 行政管理廳の長は、行政管理廳長官とし、國務大臣をもつて、これに充てる。  
二 長官は、所掌事務に關し、各行政機關の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることができる。  
三 長官は、所掌事務に關し、臨時内閣總理大臣に対し意見を上申することができる。

第五條 この法律に定めるものの外、行政管理廳に置かれる職員について、必要な事項は、政令でこれを定める。  
附則  
一 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

二 前項の所掌事務は、人事委員会に對する關係においては、これを適用しないものとし、且つ、他の法令により人事委員会、法務廳及び會計検査院の所掌に屬せしめられた事務を含まないものとする。  
第三條 行政管理廳に長官官房及び左の二部を置く。  
管理部門  
監察部門  
二 長官官房においては、人事、會計及び庶務に関する事務を掌る。但し、人事に関しては、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)に従つて処理しなければならない。  
三 管理部門においては、第二條第一項第一号から第四号まで及び第六号に規定する事務を掌る。  
四 監察部門においては、第二條第一項第五号に規定する事務を掌る。  
五 前四項に定めるものの外、行政管理廳の組織の細目について必要な事項は、長官がこれを定める。(職員)

二 行政調査部臨時設置制(昭和二十一年勅令第四百九十号)及び行政監察委員会令(昭和二十二年政令第百八十四号)は、これを廃止する。  
三 第二條第二項中「人事委員会」とあるのは、國家公務員法附則第一條第二項の規定に基き人事委員会が設置されるまでは、「臨時人事委員会」と読み替へるものとする。  
〔中川幸平君發言、拍手〕  
○中川幸平君 只今議題となりました行政管理廳設置法案につきまして、決算委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。  
行政管理廳は總理廳の外局として設置するものでありまして、その所掌事務といたしましては、行政制度一般に関する基本的事項の企画、行政機關の機構、定員及び運営の総合調整を行うこと、行政機關の行政運営に關する監察を行うこと等でありまして、従来の行政調査部と行政監察委員会とを合併したものを恒久的の機關としようとするものであります。

本案に關しましていろいろの質疑が行われましたが、要するにその設置は必要であることは多数の意見が一致してございまして、大方その設置、監察等につき、民主的に、能率的に、而も強力に行うようにとの強い希望がありまして、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕  
○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程の順序を変更して、日程第十六の諸議及び日程第二十の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。司法委員会理事岡部常君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕

○岡部常君 只今上程されました請願第六百九十五号及び陳情四百三十三号の司法委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
先ず福岡高等裁判所官制支部設置に關する請願第六百九十五号は、宮崎市は地理的に福岡高等裁判所より遠隔の地にあつて、縣民が裁判上の権利を行使するに當つて時間的並びに經濟的に制約されることと、宮崎縣は南九州地域の中央部に位置し、他の三縣との交通關係、經濟關係その他の諸條件より見ても、支部設置に最も公平妥當な地と思われ、裁判所の廳舎も職災を免れ、設備も整つて居るので、宮崎市に福岡高等裁判所支部を設置せられたらという趣旨であります。

次に福岡高等裁判所長崎支部設置に關する陳情第四百三十三号は、長崎地方裁判所管内の地方裁判所支部は、八ヶ所

の中四ヶ所も離島に散在しているのは他縣にその例を見ないことであるが、このため福岡高等裁判所に上訴するにも往復に多くの日数と費用を要するため、上訴権を放棄する者さえある実情であるから、この不利不便を救済する方途として長崎市に福岡高等裁判所支部を設置せられたいとの趣旨であります。委員会におきましては、これらにつきまして慎重なる審議をいたしました。最高裁判所の関係者からの意見も徴したのであります。その際、前之國委員から、福岡高等裁判所鹿児島支部設置に関して発言があつたのであります。また請願手続をとつていませんで、將來手続がなされたときには委員会において十分に考慮を拂うという事で、差当り以上二件を議院に報告して内閣に送付すべく決定した次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕  
○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第十七及び日程第十八の請願を一括して議題とするに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重藏君。

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

意見書案

児童福祉事業に関する請願  
請願者 東京都澁谷区原宿三ノ二六六財團法人日本社会事業協会  
会長 中川望提出

右の請願は児童福祉法が制定実施されたが、本法に掲げている児童保障の原理が徹底していないのは遺憾であるからこの法律実施に必要な國家予算を確保する他請願書記載の各項について適當な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鏡意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿  
意見書案  
児童福祉事業予算増額に関する請願  
請願者 東京都目黒区上目黒八ノ四六一 本田トヨ外五十一名提出

右の請願は児童福祉法が制定されたが、母子療、保育所その他の養護施設の数があまりに少ないため、不幸な母子、孤兒等の人權を尊重し、健康で文化的最低生活を保障することが不可能で、ひいては平和文化日本の建設に一大障害をきたすから、児童福祉事業予算を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鏡

意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。  
昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

〔塚本重藏君登壇、拍手〕

○塚本重藏君 只今上程になりました請願二件について、厚生委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

請願文書表第七百三十号、請願文書表第七百三十六号、この二つの請願は、いづれも児童福祉に関するものでありまして、去る六月八日及び六月十日の両日に亘つて審議をいたしました。よつて両請願を一括して御報告申し上げます。

この両請願は、児童福祉法の全面的実施に伴い、児童福祉増進に関する当面最低限度の要項として、一、児童福祉法実施に必要な國家の予算はこれを増額して絶対に確保されたい。二、児童福祉事業に対する附金に対しては、所得税の源泉からこれを控除せられたい。三、児童福祉事業に関する民間施設事業資金募集のため行方各種演説その他の興行に対しては、その入場税を免除せられたい。四、児童福祉施設に対する農地法の適用を緩和せられたい。五、児童福祉法による各委員の人は適正を期するよう処置せられたい。六、児童福祉行政は児童福祉法により一元的行政としてこれを統一せられたい。以上が両請願の趣旨であります。

右の請願は児童福祉法の適切なる実施を希い、その徹底を期せられたいという趣旨であります。これは現下誠に緊切な事項であり、その要旨は明らかに我が國會の意思と相通するものであり、國民の痛切な叫びを代表するものと認めまして、本委員会におきましては、全会一致を以て両請願を議院の會議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際日程第十九の請願及び日程第二十一より第二十七までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。電気委員長佐々木良作君。

〔審査報告書は都合により第六十号附録に掲載〕  
〔佐々木良作君登壇、拍手〕  
○佐々木良作君 只今議題となりました請願の第七百三十九号及び陳情の第十一号外七件の陳情について、委員会の審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

○議長(松平恒雄君) これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は

鉄道電化に関する請願は、重電機復興會議というところからの提出であり、関係団体たる日本発送電氣社、電産労働組合、鉄道電化協會、國鉄労働組合と共に、現下我が國經濟の復興施策として動力源を石炭より水力電氣に移行することが最も緊急と認め、水力発電約百万キロワットの開発、鉄道電化約六千キロの工事に直ちに着手することを請願して来たものであります。次に陳情第十一号、第八十三号、只見川水系水力発電開発に関する陳情、それから同じく百二十九号、電力危機突破に関する陳情、第二百八十三号、電力確保の再検討に関する陳情、第四百二十五号、築上火力発電所建設再開に関する陳情、第四百三十一号、農業用水用電力確保に関する陳情、第五百五号、農業用電力の料金軽減に関する陳情、第五百七十三号、電氣料金の適正價格決定に関する陳情の合計八件でありまして、いづれも我が國現下の國民生活と生産活動の状況に鑑みまして、それら電源の開発、電力の増強確保、電氣料金の適正化等を各地方の自治体、電力需要者等から要望されて来たのであります。以上申し上げました請願一件、陳情八件につきまして、本委員会におきまして、慎重審議いたしました結果、いづれも願意の大体は妥當なものであるから、議院の會議に付して、必要なる意見を付して内閣に送付することが妥當であると、異議なく決定した次第であります。簡単にありますが、以上を以つて御報告を終ります。

○議長(松平恒雄君) これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は

委員長の報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は委員報告の通り、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。これにて本日の議事日程は終了いたしました。次会の議事日程は公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十分散会

出席者は左の通り。

- |           |            |       |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |       |        |       |        |        |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|-----------|------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 議長 松平 恒雄君 | 副議長 松本治一郎君 | 中西 功君 | 板野 勝次君 | 細川 嘉六君 | 西田 天香君 | 小川 友三君 | 廣瀬與兵衛君 | 藤田 芳雄君 | 兼岩 傳一君 | 千田 正君 | 栗山 良夫君 | 羽仁 五郎君 | 岩間 正男君 | 尾野 芳樹君 | 佐々木良作君 | 竹下 豊次君 | 赤木 正雄君 | 木下 辰雄君 | 佐伯四郎君 | 桐越 儀郎君 | 宮城タマヨ君 | 高瀬莊太郎君 | 江熊 哲翁君 | 宿谷 榮一君 | 石川 進吉君 | 高山 寛君 | 久松 定武君 | 加賀 操君 | 島津 忠彦君 | 中川 以良君 | 小野 哲君 | 和田 博雄君 | 河野 正夫君 | 新谷寅三郎君 | 西郷吉之助君 | 市来 乙彦君 | 伊達源一郎君 | 來馬 琢道君 | 松村真一郎君 | 姫井 伊介君 | 伊藤 保平君 |
|-----------|------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

- |        |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |        |       |        |      |        |        |        |        |        |       |       |        |        |        |        |        |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小宮山常吉君 | 寺尾 博君 | 飯田精太郎君 | 結城 安次君 | 小杉 イキ君 | 川上 嘉市君 | 藤野 繁雄君 | 梅原 眞隆君 | 田村 文吉君 | 小林米三郎君 | 野田 俊作君 | 柏木 庫治君 | 岡部 常君 | 岩男 仁藏君 | 岡村文四郎君 | 島村 軍次君 | 青山 正一君 | 北條 秀一君 | 徳川 宗敬君 | 鎌田 逸郎君 | 矢野 西雄君 | 山本 勇造君 | 三島 通陽君 | 田中耕太郎君 | 鈴木 直人君 | 岡本 愛祐君 | 駒井 藤平君 | 玉置吉之丞君 | 高橋龍太郎君 | 東浦 庄治君 | 佐藤 尙武君 | 楠見 義男君 | 下條 康麿君 | 山下 義信君 | 河井 彌八君 | 中村 正雄君 | カニエ邦彦君 | 千葉 信君 | 大野 幸一君 | 内村 清次君 | 中村常太郎君 | 木村鶴八郎君 | 下條 恭兵君 | 山田 節男君 | 梅津 錦一君 | 丹羽 五郎君 | 赤松 常子君 | 河崎 ナツ君 | 藤枝 昭信君 | 金子 洋文君 | 藤井 新一君 | 三木 治朗君 | 大島豊夫雄君 | 木下 源吾君 | 門田 定藏君 | 原口忠次郎君 | 宇都宮 登君 | 井上なつお君 | 波多野 鼎君 | 原 虎一君 | 羽生 三七君 | 山崎 恒君 | 岩本 月洲君 | 島 清君 | 島田 千壽君 | 若木 勝藏君 | 太田 敏兄君 | 渡邊 甚吉君 | 岡元 義人君 | 三好 始君 | 伊藤 修君 | 吉川末次郎君 | 天田 勝正君 | 田中 信義君 | 谷口彌三郎君 | 植竹 春彦君 |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|

- |        |        |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |        |        |        |         |        |        |      |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |         |        |        |       |        |        |        |        |        |        |       |        |        |        |         |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |       |         |        |       |        |        |        |        |        |         |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 油井賢太郎君 | 岡田喜久治君 | 石川 一衛君 | 小畑 哲夫君 | 鈴木 順一君 | 平野善治郎君 | 入交 太藏君 | 小杉 繁安君 | 高橋 啓君 | 小林 勝馬君 | 田口政五郎君 | 紅澤 みつ君 | 深川タマエ君 | 高良 とみ君 | 門屋 盛一君 | 前之園喜一郎君 | 竹中 七郎君 | 藤森 眞治君 | 星 一君 | 水橋 藤作君 | 淺井 一郎君 | 大島 定吉君 | 伊東 隆治君 | 村尾 重雄君 | 鈴木 清一君 | 岩本 哲夫君 | 佐々木鹿蔵君 | 鬼丸 義齋君 | 稻垣平太郎君 | 岡田 宗司君 | 森下 政一君 | 小泉 秀吉君 | 塚本 重藏君 | 林屋龜次郎君 | 中井 光次君 | 木内 四郎君 | 櫻内 辰郎君 | 北村 一男君 | 加藤常太郎君 | 池田宇右衛門君 | 淺岡 信夫君 | 川村 松助君 | 堀 末治君 | 西川甚五郎君 | 奥 主一郎君 | 大屋 晋三君 | 山田 佐一君 | 中山 壽彦君 | 黒田 英雄君 | 寺尾 豊君 | 草葉 隆圓君 | 石坂 豊一君 | 柴田 政次君 | 大野木秀次郎君 | 遠山 丙市君 | 小林 英三君 | 板谷 順助君 | 今泉 政喜君 | 松野 喜内君 | 黒川 武雄君 | 玉屋 喜章君 | 松嶋 真作君 | 徳川 頼貞君 | 一松 政二君 | 大隅 憲二君 | 深水 六郎君 | 仲子 隆君 | 尾形六郎兵衛君 | 小野 光洋君 | 團 伊能君 | 中川 幸平君 | 重宗 雄三君 | 西山 亀七君 | 木槍三四郎君 | 大隈 信幸君 | 橋本萬右衛門君 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|

- 城 義臣君 左藤 義詮君  
 小串 清一君 水久保基作君  
 平沼彌太郎君  
 國務大臣  
 大藏大臣 北村徳太郎君  
 厚生大臣 竹田 儀一君  
 農林大臣 永江 一夫君  
 運輸大臣 岡田 勢一君  
 國務大臣 苦米地義三君  
 國務大臣 一松 定吉君  
 國務大臣 船田 亨二君

- 政府委員  
 内閣官房次長 有田 喜一君  
 総務事務官 菊山 嘉男君  
 (行政監察委員) 員会事務局長  
 法務事務次官 松永 義雄君  
 厚生事務次官 赤松 常子君  
 農林事務次官 平野善治郎君

〔第五十三号参照〕  
 審査報告書  
 輸出入植物検疫法案  
 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月二十四日  
 農林委員長 楠見 義男  
 参議院議長 松平恒雄殿  
 多数意見者署名  
 石川 進吉 山崎 恒  
 岡村文四郎 木槍三四郎  
 松村真一郎 羽生 三七  
 高橋 啓 北村 一男  
 西山 亀七 柴田 政次  
 板野 勝次 徳川 宗敬  
 藤野 繁雄 太田 敏兄  
 島村 軍次

要領書  
 一、委員会の決定の理由  
 国外からの植物病害虫の侵入防止並びに農産物輸出助長に資するため、大正三年以来輸出入植物取締法の施行により、輸出入植物の検疫が行われてきたが、戦時中一時検疫機能が停滞状態になっていたのを、今回貿易の再開とともに、再びその機能を復活し且つ適正化するとともに新時代に即應して、現行輸出入植物取締法を全面的に改訂し、新たに本法案を制定しようとするもので、委員会は全会一致をもつて本法案は妥當なるものと認めた。  
 二、利害得失  
 本法により、海外から輸入される植物の検疫が勵行せられ、病菌又は害虫の侵入を防止し得られることは、国内生産の安全確保の上にも極めて重要な効果を挙げ得るとともに、輸出入農産物について外國の要請する検疫を徹底すること、は、農産物等の輸出振興に寄與するところ大なるものと認められる。  
 三、經費  
 本法は、現行法の改訂によるもので、既存經費の自然増の外は、若干の經費(約五四八万円)を必要とするのみである。

審査報告書  
 興行場法案  
 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月二十四日

厚生委員長 塚本 重蔵

参議院議長 松平恒雄殿

多数意見者署名

- 山下 義信 二木 治朗
- 小林 勝馬 草葉 隆園
- 米倉 龍也 安達 良助
- 姫井 伊介 井上なつあ
- 藤森 眞治 木内キヤウ
- 小杉 イキ 河崎 なつ
- 谷口彌三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

従来、映画館、劇場その他興行場に対する取締は、警察命令に基いて行つていたので、各都道府県によつてその取締が一定しないため、困難を感じて、困難を感じていたが、本法案によれば、その取締の徹底強化を図ることができると認められる。

二、事件の利害得失

各都道府県は、興行場に対して、統一的な取締ができ、その徹底強化を図る利益がある。

三、費用

この法案施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

公衆浴場法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月二十四日

厚生委員長 塚本 重蔵

参議院議長 松平恒雄殿

多数意見者署名

- 山下 義信 三木 治朗
- 小林 勝馬 草葉 隆園
- 米倉 龍也 安達 良助
- 姫井 伊介 井上なつあ
- 藤森 眞治 木内キヤウ
- 木杉 イキ 河崎 なつ
- 谷口彌三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

従来、公衆浴場に対する取締は、警察命令に基いて行つていたので、各都道府県によつてその取締が一定しないため、困難を感じて、困難を感じていたが、本法案によれば、その取締の徹底強化を図ることができると認められる。

二、事件の利害得失

各都道府県は、公衆浴場に対して、統一的な取締ができ、その徹底強化を図る利益がある。

三、費用

この法案施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

旅館業法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月二十四日

厚生委員長 塚本 重蔵

参議院議長 松平恒雄殿

多数意見者署名

- 山下 義信 三木 治朗
- 小林 勝馬 草葉 隆園
- 米倉 龍也 安達 良助
- 姫井 伊介 井上なつあ
- 藤森 眞治 小杉 イキ
- 木内キヤウ 河崎 なつ
- 谷口彌三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

従来、旅館、ホテル、下宿等のいわゆる旅館業に対する取締は、警察命令に基いて行つていたので、各都道府県によつてその取締が一定しないため、困難を感じて、困難を感じていたが、本法案によれば、その取締の徹底強化を図ることができると認められる。

二、事件の利害得失

各都道府県は、旅館業に対して統一的な取締ができ、その徹底強化を図る利益がある。

三、費用

この法案施行のためには、別に費用を要しない。

財政及び金融委員会請願審査報告書第一号

一、参議院の会に付するを要するもの。

第三十八号 元鹿兒島縣指宿海軍航空隊用水道拂下げに関する請願

第九十一号 海産物移入に要する金融措置変更に関する請願

第九十号 旧光海軍工しよう用地の拂下げに関する請願

第九十二号 煙草耕作者に対する地配に関する請願

第九十一号 酒田市下瀬町一五九日本海産物株式会社専断取締後 大川長悦郎外一名提出

第二百六十七号 庶民銀行設立促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年六月八日

財政及び金融 黒田 英雄

参議院議長 松平恒雄殿

財政及び金融委員会請願特別報告第一号

元鹿兒島縣指宿海軍航空隊用水道拂下げに関する請願

第三十八号 鹿兒島縣指宿郡指宿町 宿所 吉満敬勝外一名提出

第九十一号 酒田市下瀬町一五九日本海産物株式会社専断取締後 大川長悦郎外一名提出

第九十二号 煙草耕作者に対する地配に関する請願

意見書案

元鹿兒島縣指宿海軍航空隊用水道拂下げに関する請願

請願者 鹿兒島縣指宿郡指宿町 長 吉満敬勝外一名提出

右の請願は

鹿兒島縣指宿郡指宿町は、古來温泉郷として発展したが漸く源泉が涸れて、このまま放置するときは衰滅の外はない。幸い山手方面に豊富な源泉があるので、鉄管の入手によつて利用できるから元指宿海軍航空隊で使用していた水道設備を無償にて拂下げられたらとの趣旨であつて現在無償拂下げは困難であるが、なるべく低價有償で拂下げることが可なりと思ひ、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

海産物移入に要する金融措置変更に関する請願

請願者 酒田市下瀬町一五九日本海産物株式会社専断取締後 大川長悦郎外一名提出

右の請願は

大藏省告示金融機關資金融通準備則で山形縣の荷受資金は内となり、資金面の硬化をきたしているが、山形縣は七十パーセントを移入に依存し、海産物とほぼ同様の立場に立つて居るのであるから、同縣の特殊事情を考慮の上資金貸出地位を海無縣同様に変更

更されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

旧光海軍工しよう用地の拂下げに  
関する請願  
請願者 山口縣光市島田字市  
木村慶助外七十六名提出

右の請願は  
山口縣熊毛郡島田村開作、二軒屋及  
び島田市の三部落を包含する約百万  
坪の土地は、昭和十五年三月光海軍  
工しよう建設地として強制的に買収  
せられたものである。しかしして同  
地に建設された工しようは、終戦直  
前の大空襲によつて廢きよとなり土  
地は草原となつて居る現状であるか  
ら、右土地を前所有者に拂下げられ  
たいとの趣旨であつて参議院は、願  
意の大体は妥当なものなりと思ふ。

よつて内閣は鋭意これが実現に努力  
せられたい。ここに国会法第八十一  
條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

煙草耕作者に対する塩特配に關す  
る請願  
請願者 福島縣郡山市大堤四  
宗條利吉提出

右の請願は  
煙草耕作者の労働は本質的に重労働  
であつて、その炎天下における作業  
の激烈さは、炭坑労働者の坑内作業  
に比して決して遜色はなく、塩分  
に対する生理上の必要も亦同様であ  
るのにその配給は極めて少ないから  
塩の特配を考慮されたいとの趣旨で  
あつて参議院は、願意の大体は妥當  
なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭  
意これが実現に努力せられたい。こ  
こに国会法第八十一條により別冊を  
送付する。

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

庶民銀行設立促進に關する請願  
請願者 東京都中央区築地三ノ  
一本願寺内 穂積貞六郎提出

右の請願は  
庶民金庫はわが國經濟復興に大いに  
寄與しているが、この資金の放出に  
も一定の限度が予想されるので、將  
來つきない金融の源として、最近二  
十億円の政府資金を基とする庶民銀  
行である「國民金融金庫」設立案が立  
てられているが、これは資金的背景  
のない引揚者等の企業体の生産再建  
並びに日本産業復興上大なる効果が  
あるから、これを早急に実現せられ  
たいとの趣旨であつて参議院は、願  
意の大体は妥當なものなりと思ふ。

よつて内閣は鋭意これが実現に努力  
せられたい。ここに国会法第八十一  
條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

財政及び金融委員会請願審査報  
告書第二号  
一議院の會議に付するを要するも  
の。

第一号 野澤町外八ヶ村組合を  
寄多方稅務署管下に管轄を變  
更することに關する請願  
第二百二十号 中小商工業者の更  
正所得稅制刷新に關する請願  
第三百五十四号 耕地整理中の  
土地を物納として認むること  
に關する請願  
第四百十七号 い製品上敷、ゴ  
ザ等の免稅に關する請願  
第五百一号 教育映画フィルム  
の物品稅免除に關する請願  
第七百九号 廣島市内の旧軍用  
地拂下げに關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告  
する。

昭和二十三年六月二十一日  
財政及び金融  
委員長 黒田 英雄  
参議院議長 松平 恒雄殿

告第二号

野澤町外八ヶ村組合を寄多方稅務  
署管下に管轄を變更することに關  
する請願  
第一号 福島縣河沼郡野澤町長  
齋藤龍多郎外二名提出  
中小商工業者の更生所得稅制刷新  
に關する請願  
第二百二十号 高知市中島町一〇  
一高知縣商工會議所副会頭  
山本豊吉提出  
耕地整理中の土地を物納として認  
むることに関する請願

右六件の請願は内閣に送付するを要  
するものと審査決定した。よつて別  
紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月二十一日  
財政及び金融  
委員長 黒田 英雄  
参議院議長 松平 恒雄殿

意見書案

野澤町外八ヶ村組合を寄多方稅務  
署管下に管轄を變更することに關  
する請願  
請願者 福島縣河沼郡野澤町長  
齋藤龍多郎外二名提出

右の請願は  
福島縣河沼郡野澤町外八ヶ村組合は  
地理的條件その他種々の關係で耶摩  
郡寄多方町所在の官公廳に所屬して  
いるが、稅務署のみ耶摩管内に屬し  
ていたため不利を生じたが、この  
たび寄多方稅務署が復活されたから  
地方民の要望を入れて同稅務署管下

に變更せられたいとの趣旨であつて  
参議院は、願意の大体は妥當なもの  
なりと思ふ。よつて内閣は鋭意これ  
が実現に努力せられたい。ここに國會  
法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

中小商工業者の更生所得稅制刷新  
に關する請願  
請願者 高知市中島町一〇一高  
知縣商工會議所副会頭 山本  
豊吉提出

右の請願は  
今回決定を見た更生所得稅は、実情  
に副わざる高額のもので、この重稅  
を強行すると、一般事業家の生産意  
欲を害するのみならず、永年の家業  
である商工業は經營不可能になり、  
自滅に陥る結果となる。今日わが國  
經濟界の中すうは実にこの中小商工  
業者であり、これを持續せしめるた  
めには、財源を他に求められて、稅  
制の刷新を期せられたいとの趣旨で  
あつて参議院は、願意の大体は妥當  
なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭  
意これが実現に努力せられたい。こ  
こに國會法第八十一條により別冊を  
送付する。

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

耕地整理中の土地を物納として認  
むることに関する請願  
請願者 新潟縣南蒲原郡加茂町  
市川國五郎外八名提出

右の請願は  
耕地整理中の土地を物納として認  
むることに関する請願  
請願者 新潟縣南蒲原郡加茂町  
市川國五郎外八名提出

右の請願は  
昨年三月財産税として物納した田地及び畑地の内耕地整理中のものは、物納を認められない由であるが、かくては地主の今日の窮状では、納税不能の状態となるから、耕地整理中の田地及び畑地も評價額の通り物納として受理されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

い製品上敷、ござ等の免税に関する請願  
請願者 岡山縣都窪郡吉備町平野 戸田鹿次外七名提出

右の請願は  
昭和二十三年十二月より、い製品上敷に課税されることになつたが、本品消費の対照が中産階級以下である点、震災、罹災、引揚者等が疊代用としてゐる点を考慮されて、い製品上敷に免税とされたといふ趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案  
教育映画フィルム物品税免除に関する請願  
請願者 東京都中央区銀座西四ノ一株式会社新世界映画社専務取締役 横田武夫外五名提出

右の請願は  
教育映画の使命と役割が現下はなほだ緊要であるにもかかわらず映画用のフィルムには、その用途が娯楽映画でも教育映画でも同率の八割の物品税を課しているため、教育映画は製作費が高くなつてその発達を阻害しているから適当な優遇の認定による教育映画に対してはフィルム税を免除されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

廣島市内の旧軍用地無償拂下げに関する請願  
請願者 廣島市長 濱井信三提出

右の請願は  
中國地方の政治、経済の中心地である廣島市は、かの原子爆弾の一撃によつて全市壊滅の悲運に遭遇したが、残存の市民によつて平和都市の建設を目指して復興にいそしんでいるが、復興計画遂行のために市内にある百八十余万坪の軍用地とこれに附随する建物を拂下げ又は貸付が必要であるが、市の財源は震災によつて全く喪失して有償拂下げを受ける資

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

力がなから、國有財産法中に特例を設けて無償で拂下げ又は貸付をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

財政及び金融委員会陳情審査報告第二号  
第六十二号 税務行政執行妨害に伴う対策に関する陳情  
第八十九号 盛岡日本銀行出張所の支店昇格に関する陳情  
第二百八十四号 農村金融措置の合理化に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。  
昭和二十三年六月二十一日  
財政及び金融委員会陳情特別報告第一号  
財政及び金融委員会陳情特別報告第一号  
第六十二号 東京千代田区代官町二番地を盛岡財務労働組合中央執行委員長 井上政枝提出  
盛岡日本銀行出張所の支店昇格に関する陳情  
第八十九号 盛岡市議會議長 北太郎提出  
農村金融措置の合理化に関する陳情

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

第二百八十四号 福岡縣議會議長 稻見檢提出  
右三件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。  
昭和二十三年六月二十一日  
財政及び金融委員会陳情特別報告第一号  
第六十二号 東京千代田区代官町二番地を盛岡財務労働組合中央執行委員長 井上政枝提出  
盛岡日本銀行出張所の支店昇格に関する陳情  
第八十九号 盛岡市議會議長 北太郎提出  
農村金融措置の合理化に関する陳情

右の陳情は  
大衆課税の欠陥と、弱体化した徴税機構のため、納税者の税務行政執行妨害が増えているから、(一)大衆課税の欠陥是正 (二)徴税機構の拡充整備 (三)徴税に伴う税務官吏の危険保護等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

農村金融措置の合理化に関する陳情  
陳情者 福岡縣議會議長 稻見檢提出

右の陳情は  
農村の電化、機械化及び工業化は絶対必要であるが、これには多額の資金を要するから現在の金融措置法による貯蓄増額四〇パーセントの限度を一〇〇パーセントとせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

は、企業経営上重大な問題である。しかして東北六縣中福島、宮城、青森、秋田の各縣は既に支店を有し又山形は僅か二時間余りにて仙台支店に用を達し得るのであるが、盛岡のみは簡単な用件を弁ずるにも日帰り困難な状態であるから、岩手縣産業経済発展のため盛岡市に日本銀行支店を急速に設置されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

農村金融措置の合理化に関する陳情  
陳情者 福岡縣議會議長 稻見檢提出

右の陳情は  
農村の電化、機械化及び工業化は絶対必要であるが、これには多額の資金を要するから現在の金融措置法による貯蓄増額四〇パーセントの限度を一〇〇パーセントとせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

定價一部 二四二十錢

東京都新宿区市谷本村町  
電話九段五三二四番